



頁	内容	新	旧	修正理由
29		<p>4 県の役割</p> <p>(3) 要配慮者及び<u>同居家族等</u>の防災学習の支援 ア 高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦及び乳幼児 在宅避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者本人又は<u>同居家族等</u>への防災知識の普及、地域住民等への支援知識の普及・啓発活動を促進する。</p> <p>(4) 市に対する防災に関する基礎情報の提供 ア～キ (略) <u>ク 広報活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に対する市民等の関心と理解を深めるとともに、防災活動への市民の参加を促進する。</u></p>	<p>4 県の役割</p> <p>(3) 要配慮者及び<u>保護責任者</u>の防災学習の支援 ア 高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦及び乳幼児 在宅避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者本人又は<u>保護責任者</u>への防災知識の普及、地域住民等への支援知識の普及・啓発活動を促進する。</p> <p>(4) 市に対する防災に関する基礎情報の提供 ア～キ (略) <u>(追加)</u></p>	
31	防災訓練計画	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針 (略) さらに、災害情報の収集・伝達・共有は、災害対応の要であることから、市、県及び関係機関において、新潟県総合防災情報システム、<u>新物資システム(B-PLo)</u>、地理空間情報(GIS・GPS)など各種手段を使った「情報の共有化」が図れるよう、平時からデータの整備、人材の育成に努める。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針 (略) さらに、災害情報の収集・伝達・共有は、災害対応の要であることから、市、県及び関係機関において、新潟県総合防災情報システム、<u>(追加)</u>地理空間情報(GIS・GPS)など各種手段を使った「情報の共有化」が図れるよう、平時からデータの整備、人材の育成に努める。</p>	県地域防災計画の反映
32		<p>3 市の役割 (略) 防災訓練の実施に当たっては、自衛隊、消防、警察等の実働部隊の相互連携・調整訓練を実施することに努めるとともに、学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア団体、医療関係機関、要配慮者を含む地域住民等の多様な主体と連携した訓練<u>を実施する</u>。 また、新潟県総合防災情報システム、<u>新物資システム(B-PLo)</u>、地理情報システム(GIS・GPS)、ソーシャルメディア、携帯電話等の移动通信手段など各種手段を使い、災害情報の収集・伝達・共有を迅速に行えるよう、人材育成も含めた訓練に努める。</p>	<p>3 市の役割 (略) 防災訓練の実施に当たっては、自衛隊、消防、警察等の実働部隊の相互連携・調整訓練を施することに努めるとともに、学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア団体、医療関係機関、要配慮者を含む地域住民等の多様な主体と連携した訓練<u>とする</u>。 また、新潟県総合防災情報システム、<u>(追加)</u>地理情報システム(GIS・GPS)、ソーシャルメディア、携帯電話等の移动通信手段など各種手段を使い、災害情報の収集・伝達・共有を迅速に行えるよう、人材育成も含めた訓練に努める。</p>	
35	自主防災組織育成計画	<p>4 市の役割</p> <p>(1) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援 市は、市民に対し自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、<u>消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じた地域コミュニティの防災体制の充実に努める。また、</u>各種補助事業、市及び県の単独助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。 また、自主防災組織の円滑な運営を目的とした住民主導型の「新発田市防災協会」と連携して、防災に関する情報提供等を通じて地域防災力の向上に努める。</p>	<p>4 市の役割</p> <p>(1) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援 市は、市民に対し自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、<u>(追加)</u>各種補助事業、市及び県の単独助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。 また、自主防災組織の円滑な運営を目的とした住民主導型の「新発田市防災協会」と連携して、防災に関する情報提供等を通じて地域防災力の向上に努める。</p>	県地域防災計画の反映
39	防災都市計画	<p>3 市の役割 (1)～(6) (略) (7) 復興事前準備の取組の推進 市は、被害後に早期かつ的確に<u>復興まちづくりを行える</u>よう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握するなど、<u>事前復興まちづくり計画策定等</u>の復興事前準備の取組に<u>努めるものとする</u>。</p> <p>4 県の役割 (6) 復興事前準備の取組の推進</p>	<p>3 市の役割 (1)～(6) (略) (7) 復興事前準備の取組の推進 市は、被害後に早期かつ的確に<u>市街地復興計画を策定</u>できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握するなど、<u>(追加)</u>の復興事前準備の取組を推進する。</p> <p>4 県の役割 (6) 復興事前準備の取組の推進</p>	県地域防災計画の反映

頁	内容	新	旧	修正理由
		県は、市が被災後に早期かつ的確に <u>復興まちづくりを行えるよう</u> 、市が行う <u>事前復興まちづくり計画策定等</u> の復興事前準備の取組の推進を支援する。	県は、市が被災後に早期かつ的確に <u>市街地復興計画を策定できる</u> よう、市が行う <u>(追加)復興事前準備</u> の取組の推進を支援する。	
56	道路・橋梁・トンネル等の地震対策	<p>2 各道路管理者等の行う地震対策</p> <p>(1) 道路施設の整備・強化</p> <p>イ 重要構造物</p> <p>(ア) 橋梁</p> <p>a 耐震補強 (略)</p> <p>b 新設橋梁 次に拠り設計する。</p> <p>国土交通省都市局長、道路局長通知「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」 (令和7年8月22日)</p> <p>(2) 防災体制の整備</p> <p>イ 迅速な応急復旧体制の整備</p> <p><u>道路管理者は、災害発生後の道路の障害物の除去(路面変状の補修等を含む)による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行う。</u></p> <p><u>また、関係行政機関や県において、災害時の応援業務に関する協定を結んでいる(社)新潟県建設業協会や(一社)新潟県地質調査業協会などは、被災時の迅速で的確な協力を備え、<u>道路啓開、応急復旧等(以下「道路啓開等」という。)</u>に必要な人員や資機材(発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車等)備蓄の体制を整備する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>2 各道路管理者等の行う地震対策</p> <p>(1) 道路施設の整備・強化</p> <p>イ 重要構造物</p> <p>(ア) 橋梁</p> <p>a 耐震補強 (略)</p> <p>b 新設橋梁 次に拠り設計する。</p> <p>国土交通省都市局長、道路局長通知「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」 (平成29年7月21日)</p> <p>(2) 防災体制の整備</p> <p>イ 迅速な応急復旧体制の整備</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)関係行政機関や県において、災害時の応援業務に関する協定を結んでいる(社)新潟県建設業協会や(一社)新潟県地質調査業協会などは、被災時の迅速で的確な協力を備え、<u>情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材(発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車等)備蓄の体制を整備する。</u></u></p> <p><u>また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行う。</u></p>	県地域防災計画の反映
64	河川・海岸施設の地震対策	<p>5 防災関係機関の役割</p> <p>(1) 北陸地方整備局</p> <p>ア 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE <u>(予備隊員含む)・TEC-FORCEアドバイザー</u>)を派遣し、<u>TEC-FORCEパートナーとの連携等により</u>、県・市等が行う、被災状況、県・市のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策、施設・設備の応急復旧活動等に対する支援を行う。</p>	<p>5 防災関係機関の役割</p> <p>(1) 北陸地方整備局</p> <p>ア 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE <u>(追加)</u>)等を派遣し、<u>(追加)県・市等が行う、被災状況、県・市のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策、施設・設備の応急復旧活動等に対する支援を行う。</u></p>	県地域防災計画の反映
68	防災通信施設の整備と地震対策	<p>2 市の役割</p> <p>(1) 防災行政無線の整備</p> <p>イ 移動系無線の整備</p> <p>災害時に被害の軽減を図るため、市と災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うため、<u>デジタル移動通信システムや公共安全モバイルシステム等による移動系無線</u>を整備する。</p>	<p>2 市の役割</p> <p>(1) 防災行政無線の整備</p> <p>イ 移動系無線の整備</p> <p>災害時に被害の軽減を図るため、市と災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うため、<u>デジタル移動通信システム(追加)</u>を整備する。</p>	今後の整備内容を反映
69		<p>3 県の役割</p> <p>(2) <u>各種</u>情報システムの整備</p> <p><u>ア 新潟県総合防災情報システム</u></p> <p>県内の防災関係情報を総合的に掌握・提供して、災害発生時における県災害対策本部や市、防災機関の意志決定を支援し、市民へ安全・安心情報を配信するため、新潟県総合防災情報システムの整備を図る。</p> <p><u>イ 新総合防災情報システム等</u></p> <p><u>(削除)国等との情報共有を図るため、令和6年4月より運用を開始した新総合防災情報システム(SOBOWEB)に情報を集約できるよう努める(削除)。</u></p> <p><u>併せて、災害時に災害対応基本共有情報(EEI)に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、</u></p>	<p>3 県の役割</p> <p>(2) <u>新潟県総合防災情報システム</u>の整備</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>県内の防災関係情報を総合的に掌握・提供して、災害発生時における県災害対策本部や市、防災機関の意志決定を支援し、市民へ安全・安心情報を配信するため、新潟県総合防災情報システムの整備を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>併せて、国等との情報共有を図るため、令和6年4月より運用を開始した新総合防災情報システム(SOBOWEB)に情報を集約できるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	県地域防災計画の反映

頁	内容	新	旧	修正理由
		<u>あらかじめ、関連システムの整備に努める。</u>		
83	上水道の地震対策	2 水道事業者の役割 (2) 体制面の耐震化対策 ウ 応急対策計画の策定 (ウ) 応急復旧計画 b 浄水場、配水池、基幹管路等の主要施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートなど、復旧作業の優先順位を明確にする。 <u>なお、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。</u>	2 水道事業者の役割 (2) 体制面の耐震化対策 ウ 応急対策計画の策定 (ウ) 応急復旧計画 b 浄水場、配水池、基幹管路等の主要施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートなど、復旧作業の優先順位を明確にする。 <u>(追加)</u>	県地域防災計画の反映
87	下水道の地震対策	3 市の役割 (3) 下水道等施設の管理 イ <u>発災時は</u> 県と協力し、早期に機能回復できるように努める。 <u>なお、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。</u>	3 市の役割 (3) 下水道等施設の管理 イ <u>(追加)</u> 県と協力し、早期に機能回復できるように努める。 <u>(追加)</u>	県地域防災計画の反映
95	地震火災予防計画	3 市の役割 (1) 消防力の整備充実 消防本部と連携して、消防職員、消防団員及び消防車両等について、消防力の整備指針に対する充足率を満たすよう各種助成制度を活用し、その整備充実に努める。 <u>また、津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、県と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努める。</u>	3 市の役割 (1) 消防力の整備充実 消防本部と連携して、消防職員、消防団員及び消防車両等について、消防力の整備指針に対する充足率を満たすよう各種助成制度を活用し、その整備充実に努める。 <u>(追加)</u>	県地域防災計画の反映 誤字修正
97	廃棄物処理体制の整備	1 計画の方針 (2) 各主体の責務 ア (略) イ 市の責務 <u>(ア) 市は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、災害時を想定したごみ及びし尿の災害廃棄物処理計画を策定し、必要に応じて見直しを行い、計画の実効性の向上に努める。</u> <u>(イ) 市は、</u> 平時から市民に対して協力を求める事項について周知する。 ウ (略) エ 県の責務 <u>(ア) 県は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努める。</u> <u>(イ) 県は、市からの要請に備え、市町村間等の広域処理体制や関係団体、近隣県、国との協力体制を整備する。</u> 3 市の役割 (1) 災害廃棄物処理体制の整備 ア <u>災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、災害時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、市民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定し、必要に応じて見直しを実施することで、計画の実効性の向上に努める。</u> 5 県の役割 <u>(削除)</u> <u>(1) 災害廃棄物処理体制の整備</u>	1 計画の方針 (2) 各主体の責務 ア (略) イ 市の責務 <u>(追加)</u> 市は、 <u>(追加)</u> 災害時を想定したごみ及びし尿の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 平時から市民に対して協力を求める事項について周知する。 ウ (略) エ 県の責務 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 県は、市からの要請に備え、市町村間等の広域処理体制や関係団体、近隣県、国との協力体制を整備する。 3 市の役割 (1) 災害廃棄物処理計画の策定 ア <u>(追加)</u> 災害時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、市民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。 5 県の役割 <u>広域処理体制の整備</u> <u>(追加)</u>	県地域防災計画の反映

頁	内容	新	旧	修正理由
		<p><u>災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、災害廃棄物の処理主体となる市の災害廃棄物計画策定、見直しの参考にも資するよう、必要に応じて県計画を見直し、計画の実効性の向上に努める。</u></p> <p>(2) 県内市町村間の広域処理体制の整備 県内市町村の収集・処理能力を把握し、災害時の廃棄物処理の広域応援体制を整備する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(1) 県内市町村間の広域処理体制を整備する。 県内市町村の収集・処理能力を把握し、災害時の廃棄物処理の広域応援体制を整備する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	
104	医療救護体制の整備	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>イ 県の責務</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(イ) 県は、災害対策本部（医療活動支援班）等において医療救護活動の助言等を行う災害医療アドバイザー、災害時小児周産期リエゾン、災害薬事コーディネーター及び災害時透析リエゾンの整備を行う。</u></p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) (略)</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>イ 県の責務</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p>	県地域防災計画の反映
107 108		<p>4 県の役割</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 災害医療アドバイザーの整備</u> 県は、災害対策本部等において医療活動全般に係る企画、助言等を行う、災害医療アドバイザーの整備を行う。</p> <p><u>(6) 災害時小児周産期リエゾンの整備</u> 県は、災害対策本部において小児・周産期の医療活動全般に係る企画、助言等を行う、災害時小児周産期リエゾンの整備を行う。</p> <p><u>(7) 災害薬事コーディネーターの整備</u> 県は、災害対策本部等において、被災地域の医薬品や医療用資機材等の供給調整を支援する災害薬事コーディネーターの整備を行う。</p> <p><u>(8) 災害時透析リエゾンの整備</u> 県は、災害対策本部において人工透析の医療活動全般に係る企画、助言等を行う、災害時透析リエゾンの整備を行う。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p>	<p>4 県の役割</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p>	
109	避難体制の整備	<p>1 計画の方針</p> <p>(3) 要配慮者に対する配慮 要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。</p> <p>ア 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有、<u>個別避難計画の策定</u></p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(3) 要配慮者に対する配慮 要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。</p> <p>ア 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有 <u>(追加)</u></p>	県地域防災計画の反映
111		<p>3 市の役割</p> <p>市は、危険が差し迫った状態になる前に市民等が事前に避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、避難指示等の発令区域やタイミング等の避難の判断・情報伝達・避難誘導体制整備とマニュアル化、避難経路等の計画、<u>(削除)</u>避難場所、<u>(削除)</u>避難所の指定と周知及び即応体制</p>	<p>3 市の役割</p> <p>市は、危険が差し迫った状態になる前に市民等が事前に避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、避難指示等の発令区域やタイミング等の避難の判断・情報伝達・避難誘導体制整備とマニュアル化、避難経路等の計画、<u>指定緊急避難場所、指定避難所の指定と周知及び即応体制の</u></p>	

頁	内容	新	旧	修正理由
112		の整備、 <u>避難行動要支援者の個別避難計画</u> 策定及び福祉避難所の指定等を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。	整備、「 <u>避難行動要支援者避難支援プラン</u> 」策定及び福祉避難所の指定等を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。	
114		(4) 避難誘導體制の整備 イ 在宅の避難行動要支援者の安全・確実な避難のため、福祉関係者、自主防災組織等と協力して <u>個別避難計画</u> を策定する。	(4) 避難誘導體制の整備 イ 在宅の避難行動要支援者の安全・確実な避難のため、福祉関係者、自主防災組織等と協力して「 <u>避難行動要支援者避難支援プラン</u> 」を策定する。	
115		(5) 避難場所、避難所の指定 ア (略) イ 指定に当たっての注意点 (ア)～(キ) (略) <u>(削除)</u>  <u>(ク)</u> (略) <u>(ケ)</u> (略) <u>(コ)</u> (略) <u>(サ)</u> (略) <u>(シ)</u> (略) <u>(ス)</u> (略) <u>(セ)</u> (略) <u>(ソ)</u> (略) <u>(タ)</u> (略) <u>(チ)</u> (略) <u>(ツ)</u> (略) ウ 即応体制の整備 (ア)～(ケ) (略) (コ) <u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</u> (サ) (略) <u>(シ) 地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める。</u> <u>(ス) 避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。</u>	(5) 避難場所、避難所等の指定 ア (略) イ 指定に当たっての注意点 (ア)～(キ) (略) <u>(ク) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、備蓄薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、間仕切り、簡易ベッド、毛布、ブルーシート、土のう袋等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。</u> <u>(ケ)</u> (略) <u>(コ)</u> (略) <u>(サ)</u> (略) <u>(シ)</u> (略) <u>(ス)</u> (略) <u>(セ)</u> (略) <u>(ソ)</u> (略) <u>(タ)</u> (略) <u>(チ)</u> (略) <u>(ツ)</u> (略) <u>(テ)</u> (略) ウ 即応体制の整備 (ア)～(ケ) (略) (コ) <u>(追加) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</u>  (サ) (略) <u>(追加)</u>  <u>(追加)</u>	
117		4 県の役割 (2) 市の避難体制整備の支援 ア～エ (略) <u>オ 避難生活を支える人材の育成・確保</u> <u>避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。</u>	4 県の役割 (2) 市の避難体制整備の支援 ア～エ (略) <u>(追加)</u>	

頁	内容	新	旧	修正理由												
119	要配慮者の安全確保計画	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>【要配慮者の安全確保計画の体系】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大項目</th> <th>中項目</th> <th>小項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者の把握</li> <li>避難行動要支援者情報の共有</li> <li>要配慮者への広報・啓発</li> <li>要配慮者向け備品等確保</li> <li><u>個別避難計画の作成</u></li> <li>避難行動要支援者対象の防災訓練</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	大項目	中項目	小項目	要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等		<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者の把握</li> <li>避難行動要支援者情報の共有</li> <li>要配慮者への広報・啓発</li> <li>要配慮者向け備品等確保</li> <li><u>個別避難計画の作成</u></li> <li>避難行動要支援者対象の防災訓練</li> </ul>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>【要配慮者の安全確保計画の体系】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大項目</th> <th>中項目</th> <th>小項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者の把握</li> <li>避難行動要支援者情報の共有</li> <li>要配慮者への広報・啓発</li> <li>要配慮者向け備品等確保</li> <li><u>(追加)</u></li> <li>避難行動要支援者対象の防災訓練</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	大項目	中項目	小項目	要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等		<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者の把握</li> <li>避難行動要支援者情報の共有</li> <li>要配慮者への広報・啓発</li> <li>要配慮者向け備品等確保</li> <li><u>(追加)</u></li> <li>避難行動要支援者対象の防災訓練</li> </ul>	県地域防災計画の反映
大項目	中項目	小項目														
要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等		<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者の把握</li> <li>避難行動要支援者情報の共有</li> <li>要配慮者への広報・啓発</li> <li>要配慮者向け備品等確保</li> <li><u>個別避難計画の作成</u></li> <li>避難行動要支援者対象の防災訓練</li> </ul>														
大項目	中項目	小項目														
要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等		<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者の把握</li> <li>避難行動要支援者情報の共有</li> <li>要配慮者への広報・啓発</li> <li>要配慮者向け備品等確保</li> <li><u>(追加)</u></li> <li>避難行動要支援者対象の防災訓練</li> </ul>														
120		<p>(2) 各主体の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県の責務</p> <p>(略)</p> <p>また、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会や訓練の実施及び地域の関係者向けセミナーの開催等の取組を通じた支援に努めるものとする。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ 避難行動要支援者及び同居家族等の責務</p> <p>避難行動要支援者及び同居家族等は、自らできることについては事前に準備し、災害時の対応に備える。なお、援助が必要なことについて、市及び地域住民等に対し、情報発信に努める。</p>	<p>(2) 各主体の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県の責務</p> <p>(略)</p> <p>また、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会(追加)の実施及び地域の関係者向けセミナーの開催等の取組を通じた支援に努めるものとする。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ 避難行動要支援者及び保護責任者の責務</p> <p>避難行動要支援者及び保護責任者は、自らできることについては事前に準備し、災害時の対応に備える。なお、援助が必要なことがあれば、市及び地域住民等に対し、情報発信に努める。</p>													
121		<p>2 市民及び企業等の役割</p> <p>(4) 外国人関係団体の役割</p> <p>ア 国際交流協会</p> <p>市及び県の国際交流協会は、災害時の多言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボランティア等の育成を行う。<u>なお、県国際交流会は県と連携して災害時の多言語支援窓口の設置・運営を行う。</u></p>	<p>2 市民及び企業等の役割</p> <p>(4) 外国人関係団体の役割</p> <p>ア 国際交流協会</p> <p>市及び県の国際交流協会は、災害時の多言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボランティア等の育成を行う。<u>(追加)</u></p>													
122		<p>3 市の役割</p> <p>(1) 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等</p> <p>市は、防災担当課等と福祉担当課等との連携の下、平時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>さらに、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u></p>	<p>3 市の役割</p> <p>(1) 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等</p> <p>市は、防災担当課等と福祉担当課等との連携の下、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿(追加)を作成し、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>													
125		<p>4 県の役割</p> <p>(5) 外国人支援対策</p> <p>県は、<u>県国際交流会と連携して</u>災害時の多言語支援窓口の設置・運営を行うとともに、県内市町村間の相互支援体制を構築する。また、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。</p>	<p>4 県の役割</p> <p>(5) 外国人支援対策</p> <p>県は、<u>(追加)</u>災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制及び県内市町村間の相互支援体制を構築する。また、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。</p>													
126	食料・生活必需品等の確保	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>(略)</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>(略)</p>	県地域防災計画の反映												

頁	内容	新	旧	修正理由
128	計画	<p>市及び県は、新物資システム <u>(B-PLo)</u> を活用し、<u>施設(備蓄倉庫・物資拠点・避難所)ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況の把握に努めるとともに、(削除)登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、あらかじめ、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>エ 市及び県の責務</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p><u>(ウ) 市及び県は、備蓄状況について、年に一回、広く県民に公表するものとする。</u></p> <p><u>(エ) (略)</u></p> <p><u>(オ) (略)</u></p> <p>3 市の役割</p> <p>(1) 物資等の備蓄</p> <p>ア 市・県の備蓄分担割合に基づき水、食料、<u>(削除)毛布、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資・資機材を備蓄する。</u></p> <p>イ <u>(削除)災害時の必需品で(削除)、市民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、安全確保のためのブルーシート、土のう袋等の品目は、市での公的備蓄に努める。</u></p> <p><u>ウ 避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量(最低3日間、推奨1週間)を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努める。</u></p> <p><u>エ 備蓄物資は、極力避難所予定施設等にあらかじめ配備し、災害時に避難者が直ちに取出して使用・配布できるように努める。これが困難な場合は、その近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、速やかな供給体制を整備する。</u></p> <p>4 県の役割</p> <p>(1) 物資等の備蓄</p> <p><u>大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施出来ないという認識に立ち、市が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、市・県の備蓄分担割合に基づき、上・中・下越及び佐渡の備蓄拠点に水、食料、生活必需品、毛布、携帯トイレ、簡易トイレ等応急対策に必要な物資・資機材を備蓄する。</u></p>	<p>市及び県は、新物資システム <u>(追加)</u> を活用し、<u>備蓄物資や物資の輸送拠点の登録に努めるとともに、あらかじめ、登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、(追加)物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>エ 市及び県の責務</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(ウ) (略)</u></p> <p><u>(エ) (略)</u></p> <p>3 市の役割</p> <p>(1) 物資等の備蓄</p> <p>ア 市・県の備蓄分担割合に基づき水、食料、<u>生活必需品、毛布、(追加)携帯トイレ、簡易トイレ等応急対策に必要な物資・資機材を備蓄する。</u></p> <p>イ <u>発電機等災害時の必需品であるが、市民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい(追加)品目は、市での公的備蓄に努める。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>ウ 備蓄物資は、極力避難所予定施設等にあらかじめ配備し、災害時に避難者が直ちに取出して使用・配布できるようにする。(追加)</u></p> <p>4 県の役割</p> <p>(1) 物資等の備蓄</p> <p><u>(追加)市が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、市・県の備蓄分担割合に基づき、上・中・下越及び佐渡の備蓄拠点に水、食料、生活必需品、毛布、携帯トイレ、簡易トイレ等応急対策に必要な物資・資機材を備蓄する。</u></p>	
141	行政機関等の業務継続計画	<p>2 市の役割</p> <p>(1) 業務継続計画の対象となる重要業務</p> <p>エ 平時の取組</p> <p>各所属は、職員の参集可能時間を考慮した<u>要員の指名</u>等を行うとともに、職員が被災等により非常時優先業務を実施できない事態等に備え、業務マニュアル等の整備、代替要員の氏名、関係機関との応援協定締結の検討を実施するものとする。</p>	<p>2 市の役割</p> <p>(1) 業務継続計画の対象となる重要業務</p> <p>エ 平時の取組</p> <p>各所属は、職員の参集可能時間を考慮した<u>要因の氏名</u>等を行うとともに、職員が被災等により非常時優先業務を実施できない事態等に備え、業務マニュアル等の整備、代替要員の氏名、関係機関との応援協定締結の検討を実施するものとする。</p>	誤字修正

頁	内容	新	旧	修正理由																																																											
152	災害対策本部の組織・運営計画	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 災害対策本部等の設置基準</p> <p>【地震・津波による災害対策本部等の設置区分】</p> <p>次の基準を勘案し、総合的判断により行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>初動時の対応</th> <th>情報収集後の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制</td> <td>警戒配備体制</td> <td>震度3</td> <td>覚知後、地域安全課職員を中心に関係課等、防災関係機関等から必要な情報の収集及び伝達を行う。</td> <td>1 大きな被害の発生が判明した場合 → 市長の判断で「災害対策本部」を設置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒本部</td> <td rowspan="2">警戒本部配備体制</td> <td>震度4</td> <td rowspan="2">覚知後、主として課長(削除)以上(削除)が参集し、気象・被害状況等の情報収集及び伝達を行う。 また、必要に応じて応急対策を実施する。</td> <td rowspan="2">2 被害が小さい場合 → 各課等に対応(警戒体制) (必要に応じ「警戒本部」を設置)</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">対策本部</td> <td rowspan="2">(削除)対策本部配備体制</td> <td>(削除)</td> <td rowspan="2">覚知後、課長補佐以上(副参事含む)が参集し、気象・被害状況等の情報収集、伝達及び応急対策を実施する。</td> <td rowspan="3">全職員が参集し、初動体制を確立し応急対策を実施する。</td> </tr> <tr> <td>津波警報(削除)</td> </tr> <tr> <td>対策本部非常配備体制</td> <td>震度5弱以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>大津波警報</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 災害対策本部等の組織・運営</p> <p>災害対策本部等の組織・運営は、災害対策基本法、市災害対策本部条例に定めるほか、本節で定める。</p> <p>なお、災害対策本部等の体制については、災害等の状況、規模等を勘案して本部長がその都度定める。<u>ただし、災害応急対策の活動にあたり、従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u></p>	配備区分	配備体制	配備基準	初動時の対応	情報収集後の対応	警戒体制	警戒配備体制	震度3	覚知後、地域安全課職員を中心に関係課等、防災関係機関等から必要な情報の収集及び伝達を行う。	1 大きな被害の発生が判明した場合 → 市長の判断で「災害対策本部」を設置	警戒本部	警戒本部配備体制	震度4	覚知後、主として課長(削除)以上(削除)が参集し、気象・被害状況等の情報収集及び伝達を行う。 また、必要に応じて応急対策を実施する。	2 被害が小さい場合 → 各課等に対応(警戒体制) (必要に応じ「警戒本部」を設置)	津波注意報	対策本部	(削除)対策本部配備体制	(削除)	覚知後、課長補佐以上(副参事含む)が参集し、気象・被害状況等の情報収集、伝達及び応急対策を実施する。	全職員が参集し、初動体制を確立し応急対策を実施する。	津波警報(削除)	対策本部非常配備体制	震度5弱以上			大津波警報			<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 災害対策本部等の設置基準</p> <p>【地震・津波による災害対策本部等の設置区分】</p> <p>次の基準を勘案し、総合的判断により行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(追加)</th> <th>配備種別</th> <th>配備基準</th> <th>初動時の対応</th> <th>情報収集後の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(追加)</td> <td>警戒配備体制</td> <td>震度3</td> <td>覚知後、地域安全課職員を中心に関係課等、防災関係機関等から必要な情報の収集及び伝達を行う。</td> <td>1 大きな被害の発生が判明した場合 → 市長の判断で「災害対策本部」を設置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(追加)</td> <td rowspan="2">警戒本部(追加)体制</td> <td>震度4</td> <td rowspan="2">覚知後、主として課長補佐以上(副参事含む)が参集し、気象・被害状況等の情報収集及び伝達を行う。 また、必要に応じて応急対策を実施する。</td> <td rowspan="2">2 被害が小さい場合 → 各課等に対応(警戒体制) (必要に応じ「警戒本部」を設置)</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(追加)</td> <td rowspan="2">災害対策本部体制</td> <td>震度5弱以上</td> <td rowspan="2">全職員が参集し、初動体制を確立し応急対策を実施する。</td> <td rowspan="3">1 大きな被害の発生が判明した場合 → 市長の判断で「災害対策本部」を設置 2 被害が小さい場合 → 各課等に対応(警戒体制) (必要に応じ「警戒本部」を設置)</td> </tr> <tr> <td>津波警報 大津波警報</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(追加)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 災害対策本部等の組織・運営</p> <p>災害対策本部等の組織・運営は、災害対策基本法、市災害対策本部条例に定めるほか、本節で定める。</p> <p>なお、災害対策本部等の体制については、災害等の状況、規模等を勘案して本部長がその都度定める。(追加)</p>	(追加)	配備種別	配備基準	初動時の対応	情報収集後の対応	(追加)	警戒配備体制	震度3	覚知後、地域安全課職員を中心に関係課等、防災関係機関等から必要な情報の収集及び伝達を行う。	1 大きな被害の発生が判明した場合 → 市長の判断で「災害対策本部」を設置	(追加)	警戒本部(追加)体制	震度4	覚知後、主として課長補佐以上(副参事含む)が参集し、気象・被害状況等の情報収集及び伝達を行う。 また、必要に応じて応急対策を実施する。	2 被害が小さい場合 → 各課等に対応(警戒体制) (必要に応じ「警戒本部」を設置)	津波注意報	(追加)	災害対策本部体制	震度5弱以上	全職員が参集し、初動体制を確立し応急対策を実施する。	1 大きな被害の発生が判明した場合 → 市長の判断で「災害対策本部」を設置 2 被害が小さい場合 → 各課等に対応(警戒体制) (必要に応じ「警戒本部」を設置)	津波警報 大津波警報	(追加)	(追加)	(追加)			(追加)			新発田市災害対策本部運営規程の改正による修正
配備区分	配備体制	配備基準	初動時の対応	情報収集後の対応																																																											
警戒体制	警戒配備体制	震度3	覚知後、地域安全課職員を中心に関係課等、防災関係機関等から必要な情報の収集及び伝達を行う。	1 大きな被害の発生が判明した場合 → 市長の判断で「災害対策本部」を設置																																																											
警戒本部	警戒本部配備体制	震度4	覚知後、主として課長(削除)以上(削除)が参集し、気象・被害状況等の情報収集及び伝達を行う。 また、必要に応じて応急対策を実施する。	2 被害が小さい場合 → 各課等に対応(警戒体制) (必要に応じ「警戒本部」を設置)																																																											
		津波注意報																																																													
対策本部	(削除)対策本部配備体制	(削除)	覚知後、課長補佐以上(副参事含む)が参集し、気象・被害状況等の情報収集、伝達及び応急対策を実施する。	全職員が参集し、初動体制を確立し応急対策を実施する。																																																											
		津波警報(削除)																																																													
	対策本部非常配備体制	震度5弱以上																																																													
		大津波警報																																																													
(追加)	配備種別	配備基準	初動時の対応	情報収集後の対応																																																											
(追加)	警戒配備体制	震度3	覚知後、地域安全課職員を中心に関係課等、防災関係機関等から必要な情報の収集及び伝達を行う。	1 大きな被害の発生が判明した場合 → 市長の判断で「災害対策本部」を設置																																																											
(追加)	警戒本部(追加)体制	震度4	覚知後、主として課長補佐以上(副参事含む)が参集し、気象・被害状況等の情報収集及び伝達を行う。 また、必要に応じて応急対策を実施する。	2 被害が小さい場合 → 各課等に対応(警戒体制) (必要に応じ「警戒本部」を設置)																																																											
		津波注意報																																																													
(追加)	災害対策本部体制	震度5弱以上	全職員が参集し、初動体制を確立し応急対策を実施する。	1 大きな被害の発生が判明した場合 → 市長の判断で「災害対策本部」を設置 2 被害が小さい場合 → 各課等に対応(警戒体制) (必要に応じ「警戒本部」を設置)																																																											
		津波警報 大津波警報																																																													
	(追加)	(追加)	(追加)																																																												
		(追加)																																																													

頁	内容	新	旧	修正理由																																																																								
154	<p>2 災害対策本部 (2) 新発田市災害対策本部組織図</p> <p>【災害対策本部】</p> <div data-bbox="379 327 1460 739"> <p><b>本部長</b> 市長</p> <p><b>副本部長</b> 副市長（防災監） 副市長 教育長</p> <p><b>本部長</b> 対策部長 <del>(削除)</del> 議会事務局長、社会福祉課長、商工振興課長 水道局長、総務課長、財務課長、みらい創造課長 市民まちづくり支援課長、農林水産課長、地域整備課長 <b>教育総務課長</b></p> <p><b>本部事務局長</b> 地域安全課長(副防災監)</p> <p>※その他必要に応じてその都度市長が指名する者</p> <p><b>対策本部事務局</b> <b>統括調整班</b>、各対策部情報連絡員</p> <p><b>防災会議連絡員室</b></p> </div> <p>【警戒本部会議（連絡調整会議）】</p> <div data-bbox="540 823 1460 1167"> <p><b>警戒本部長</b> 副市長（防災監）</p> <p><b>警戒副本部長</b> 地域安全課長（副防災監）</p> <p><b>本部長</b> <del>(削除)</del> 議会事務局長、社会福祉課長、商工振興課長 水道局長、総務課長、財務課長 みらい創造課長、市民まちづくり支援課長 農林水産課長、地域整備課長、<b>教育総務課長</b></p> <p>※その他必要に応じてその都度市長が指名する者</p> <p><b>対策本部事務局</b> <b>統括調整班</b>、各対策部情報連絡員</p> <p><b>防災会議連絡員室</b></p> </div> <p><b>対策部</b></p> <div data-bbox="391 1251 1460 1747"> <p>現地災害対策本部</p> <table border="1"> <tr> <td>議会対策部</td> <td>総務対策部</td> <td>財務・物資・会計</td> <td>渉外・広報対策部</td> <td>市民支援対策部</td> <td>医療・福祉対策部</td> <td>商工・観光対策部</td> <td>農林水産対策部</td> <td>土木・建築対策部</td> <td>上下水道対策部</td> <td>教育対策部</td> </tr> <tr> <td>議会対策班</td> <td>庁舎車両管理班</td> <td>人事調整班</td> <td>財務班</td> <td>物資支援班</td> <td>会計班</td> <td>渉外班</td> <td>広報班</td> <td>市民支援班</td> <td>家屋調査班</td> <td>環境衛生班</td> <td>支所班</td> <td>保健医療班</td> <td>社会福祉班</td> <td>体育施設班</td> <td>商工対策班</td> <td>観光対策班</td> <td>農水対策班</td> <td>農林対策班</td> <td>地域整備班</td> <td>建築班</td> <td>水道班</td> <td>下水道班</td> <td>教育支援班</td> <td>文化施設班</td> </tr> </table> </div> <p>※各班において、別表 <u>第1（第8条-第10条関係）</u> の分掌事務の業務を行う。</p>	議会対策部	総務対策部	財務・物資・会計	渉外・広報対策部	市民支援対策部	医療・福祉対策部	商工・観光対策部	農林水産対策部	土木・建築対策部	上下水道対策部	教育対策部	議会対策班	庁舎車両管理班	人事調整班	財務班	物資支援班	会計班	渉外班	広報班	市民支援班	家屋調査班	環境衛生班	支所班	保健医療班	社会福祉班	体育施設班	商工対策班	観光対策班	農水対策班	農林対策班	地域整備班	建築班	水道班	下水道班	教育支援班	文化施設班		<p>2 災害対策本部 (2) 新発田市災害対策本部組織図</p> <p>【災害対策本部】</p> <div data-bbox="1578 327 2647 739"> <p><b>本部長</b> 市長</p> <p><b>副本部長</b> 副市長（防災監） 副市長 教育長</p> <p><b>本部長</b> 対策部長 <b>教育次長</b>、議会事務局長、社会福祉課長、商工振興課長 水道局長、総務課長、財務課長、みらい創造課長 市民まちづくり支援課長、農林水産課長、地域整備課長 <b>(追加)</b></p> <p><b>本部事務局長</b> 地域安全課長(副防災監)</p> <p>※その他必要に応じてその都度市長が指名する者</p> <p><b>対策本部事務局</b> <b>防災班</b>、各対策部情報連絡員</p> <p><b>防災会議連絡員室</b></p> </div> <p>【警戒本部会議（連絡調整会議）】</p> <div data-bbox="1727 823 2647 1167"> <p><b>警戒本部長</b> 副市長（防災監）</p> <p><b>警戒副本部長</b> 地域安全課長（副防災監）</p> <p><b>本部長</b> <b>教育次長</b>、議会事務局長、社会福祉課長 商工振興課長、水道局長、総務課長、財務課長 みらい創造課長、市民まちづくり支援課長 農林水産課長、地域整備課長 <b>(追加)</b></p> <p>※その他必要に応じてその都度市長が指名する者</p> <p><b>対策本部事務局</b> <b>防災班</b>、各対策部情報連絡員</p> <p><b>防災会議連絡員室</b></p> </div> <p><b>対策部</b></p> <div data-bbox="1578 1251 2647 1747"> <p>現地災害対策本部</p> <table border="1"> <tr> <td>議会対策部</td> <td>総務対策部</td> <td>財務・物資・会計</td> <td>渉外・広報対策部</td> <td>市民支援対策部</td> <td>医療・福祉対策部</td> <td>商工・観光対策部</td> <td>農林水産対策部</td> <td>土木・建築対策部</td> <td>上下水道対策部</td> <td>教育対策部</td> </tr> <tr> <td>議会対策班</td> <td>庁舎車両管理班</td> <td>人事調整班</td> <td>財務班</td> <td>物資支援班</td> <td>会計班</td> <td>渉外班</td> <td>広報班</td> <td>市民支援班</td> <td>家屋調査班</td> <td>環境衛生班</td> <td>支所班</td> <td>保健医療班</td> <td>社会福祉班</td> <td>体育施設班</td> <td>商工対策班</td> <td>観光対策班</td> <td>農水対策班</td> <td>農林対策班</td> <td>地域整備班</td> <td>建築班</td> <td>水道班</td> <td>下水道班</td> <td>教育支援班</td> <td>文化施設班</td> </tr> </table> </div> <p>※各班において、別表 <u>(追加)</u>（第8条、<u>第9条</u>、第10条関係）の分掌事務の業務を行う。</p>	議会対策部	総務対策部	財務・物資・会計	渉外・広報対策部	市民支援対策部	医療・福祉対策部	商工・観光対策部	農林水産対策部	土木・建築対策部	上下水道対策部	教育対策部	議会対策班	庁舎車両管理班	人事調整班	財務班	物資支援班	会計班	渉外班	広報班	市民支援班	家屋調査班	環境衛生班	支所班	保健医療班	社会福祉班	体育施設班	商工対策班	観光対策班	農水対策班	農林対策班	地域整備班	建築班	水道班	下水道班	教育支援班	文化施設班	
議会対策部	総務対策部	財務・物資・会計	渉外・広報対策部	市民支援対策部	医療・福祉対策部	商工・観光対策部	農林水産対策部	土木・建築対策部	上下水道対策部	教育対策部																																																																		
議会対策班	庁舎車両管理班	人事調整班	財務班	物資支援班	会計班	渉外班	広報班	市民支援班	家屋調査班	環境衛生班	支所班	保健医療班	社会福祉班	体育施設班	商工対策班	観光対策班	農水対策班	農林対策班	地域整備班	建築班	水道班	下水道班	教育支援班	文化施設班																																																				
議会対策部	総務対策部	財務・物資・会計	渉外・広報対策部	市民支援対策部	医療・福祉対策部	商工・観光対策部	農林水産対策部	土木・建築対策部	上下水道対策部	教育対策部																																																																		
議会対策班	庁舎車両管理班	人事調整班	財務班	物資支援班	会計班	渉外班	広報班	市民支援班	家屋調査班	環境衛生班	支所班	保健医療班	社会福祉班	体育施設班	商工対策班	観光対策班	農水対策班	農林対策班	地域整備班	建築班	水道班	下水道班	教育支援班	文化施設班																																																				

頁	内容	新	旧	修正理由
155		<p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 災害対策本部事務局 本部の活動を掌理するとともに、各対策部、現地本部、防災関係機関等との連絡・調整を円滑に行うため、災害対策本部に事務局を置く。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 分掌事務 災害対策本部事務局の分掌事務は、別表第1のとおりとする。</p>	<p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 災害対策本部事務局 本部の活動を掌理するとともに、各対策部、現地本部、防災関係機関等との連絡・調整を円滑に行うため、災害対策本部に事務局を置く。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 分掌事務 災害対策本部事務局の分掌事務は、別表(追加)のとおりとする。</p>	
156		<p>(6) (略)</p> <p>(7) 対策部 災害応急対策の全庁的な推進を図るため、災害対策本部に対策部を置く。部は、本部長の指揮の下、応急対策業務を遂行する。</p> <p>ア 部長 (ア) 部長は、別表第1に掲げる者をもって充てる。</p> <p>イ 副部長 (イ) 副部長は、別表第1に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(8) 部の組織 部に班を置き、班名及び班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。</p> <p>ア 班長 (ア) 班長は、別表第1に掲げる者をもって充てる。</p> <p>イ 副班長 (イ) 副班長は、別表第1に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(9) 情報連絡員 部に情報連絡員を置く。 ア 情報連絡員は、対策部長が所属対策部の職員のうちからあらかじめ指名した別表第1に掲げる者をもって充て、災害対策本部に派遣する。</p>	<p>(6) (略)</p> <p>(7) 対策部 災害応急対策の全庁的な推進を図るため、災害対策本部に対策部を置く。部は、本部長の指揮の下、応急対策業務を遂行する。</p> <p>ア 部長 (ア) 部長は、別表(追加)に掲げる者をもって充てる。</p> <p>イ 副部長 (イ) 副部長は、別表(追加)に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(8) 部の組織 部に班を置き、班名及び班の分掌事務は、別表(追加)のとおりとする。</p> <p>ア 班長 (ア) 班長は、別表(追加)に掲げる者をもって充てる。</p> <p>イ 副班長 (イ) 副班長は、別表(追加)に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(9) 情報連絡員 部に情報連絡員を置く。 ア 情報連絡員は、対策部長が所属対策部の職員のうちからあらかじめ指名した別表(追加)に掲げる者をもって充て、災害対策本部に派遣する。</p>	
159		<p>4 市の活動体制</p> <p>(2) 配備指令 配備体制による指令は、次のとおりとする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 対策本部 (<del>(削除)</del> 対策本部配備体制、<del>対策本部非常配備体制</del>)</p> <p>(3)~(5) (略)</p> <p>(6) 避難所の開設 市長は、災害状況に応じて、施設管理者、<del>避難所運営委員会</del>、自治会、自主防災組織、市民等と協働で避難所の開設を行う。避難所を開設する職員は、避難所の開設、避難者の収容、負傷者の救護及び地域の被害状況の調査を行うよう努める。</p>	<p>4 市の活動体制</p> <p>(2) 配備指令 配備体制による指令は、次のとおりとする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 対策本部 (災害対策本部配備体制(追加))</p> <p>(3)~(5) (略)</p> <p>(6) 避難所の開設 市長は、災害状況に応じて、施設管理者(追加)、自治会、自主防災組織、市民等と協働で避難所の開設を行う。避難所を開設する職員は、避難所の開設、避難者の収容、負傷者の救護及び地域の被害状況の調査を行うよう努める。</p>	

頁	内容	新	旧	修正理由																												
161	別表第1 (第8条、第10条関係) 災害対策本部事務局の分掌事務	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対策部名 対策部長等</th> <th rowspan="2">班名 班長・班員等</th> <th colspan="2">分掌事務</th> </tr> <tr> <th>初動対応期</th> <th>応急復旧期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部事務局 事務局長 地域安全課長 (副防災監) 事務局次長 地域安全課長補佐 (削除)</td> <td>統括調整班 地域安全課 班長 消防防災係長</td> <td>1 災害状況等の収集・伝達の総括に関する こと 2 災害対策本部及び警戒本部の設置及び廃 止に関する こと 3 災害対策本部及び警戒本部の運営・庶務 に関する こと 4 現地災害対策本部との連絡調整に関する こと 5 連絡調整会議に関する こと 6 各対策部との連絡調整に関する こと 7 防災行政無線局等の機能確保に関する こと 8 消防団員の警戒・出動に関する こと ※(注1)緊急時に消防団員が避難所開設に あたる場合の消防団員への指示を含む 9 県災害対策本部及び防災会議構成機関等 との連絡調整に関する こと 10 自衛隊及び防災関係機関・団体等への災 害派遣要請及び受入れに関する こと 11 災害救助法等の適用申請事務に関する こと 12 被害状況、応急対策状況等の取りまとめ に関する こと 13 事務分掌外事案に係る対応調整に関する こと</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table>	対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務		初動対応期	応急復旧期	災害対策本部事務局 事務局長 地域安全課長 (副防災監) 事務局次長 地域安全課長補佐 (削除)	統括調整班 地域安全課 班長 消防防災係長	1 災害状況等の収集・伝達の総括に関する こと 2 災害対策本部及び警戒本部の設置及び廃 止に関する こと 3 災害対策本部及び警戒本部の運営・庶務 に関する こと 4 現地災害対策本部との連絡調整に関する こと 5 連絡調整会議に関する こと 6 各対策部との連絡調整に関する こと 7 防災行政無線局等の機能確保に関する こと 8 消防団員の警戒・出動に関する こと ※(注1)緊急時に消防団員が避難所開設に あたる場合の消防団員への指示を含む 9 県災害対策本部及び防災会議構成機関等 との連絡調整に関する こと 10 自衛隊及び防災関係機関・団体等への災 害派遣要請及び受入れに関する こと 11 災害救助法等の適用申請事務に関する こと 12 被害状況、応急対策状況等の取りまとめ に関する こと 13 事務分掌外事案に係る対応調整に関する こと	同左	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対策部名 対策部長等</th> <th rowspan="2">班名 班長・班員等</th> <th colspan="2">分掌事務</th> </tr> <tr> <th>初動対応期</th> <th>応急復旧期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部事務局 事務局長 地域安全課長 (副防災監) 事務局次長 地域安全課長補佐 (防災 班長兼務)</td> <td>防災班 地域安全課 班長 地域安全課長補佐</td> <td>1 災害状況等の収集・伝達の総括に関する こと 2 災害対策本部及び警戒本部の設置及び廃 止に関する こと 3 災害対策本部及び警戒本部の運営・庶務 に関する こと 4 現地災害対策本部との連絡調整に関する こと 5 連絡調整会議に関する こと 6 各対策部との連絡調整に関する こと 7 防災行政無線局等の機能確保に関する こと 8 消防団員の警戒・出動に関する こと ※(注1)緊急時に消防団員が避難所開設に あたる場合の消防団員への指示を含む 9 県災害対策本部及び防災会議構成機関等 との連絡調整に関する こと 10 自衛隊及び防災関係機関・団体等への災 害派遣要請及び受入れに関する こと 11 災害救助法等の適用申請事務に関する こと 12 被害状況、応急対策状況等の取りまとめ に関する こと 13 事務分掌外事案に係る対応調整に関する こと</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table>	対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務		初動対応期	応急復旧期	災害対策本部事務局 事務局長 地域安全課長 (副防災監) 事務局次長 地域安全課長補佐 (防災 班長兼務)	防災班 地域安全課 班長 地域安全課長補佐	1 災害状況等の収集・伝達の総括に関する こと 2 災害対策本部及び警戒本部の設置及び廃 止に関する こと 3 災害対策本部及び警戒本部の運営・庶務 に関する こと 4 現地災害対策本部との連絡調整に関する こと 5 連絡調整会議に関する こと 6 各対策部との連絡調整に関する こと 7 防災行政無線局等の機能確保に関する こと 8 消防団員の警戒・出動に関する こと ※(注1)緊急時に消防団員が避難所開設に あたる場合の消防団員への指示を含む 9 県災害対策本部及び防災会議構成機関等 との連絡調整に関する こと 10 自衛隊及び防災関係機関・団体等への災 害派遣要請及び受入れに関する こと 11 災害救助法等の適用申請事務に関する こと 12 被害状況、応急対策状況等の取りまとめ に関する こと 13 事務分掌外事案に係る対応調整に関する こと	同左									
対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務																														
		初動対応期	応急復旧期																													
災害対策本部事務局 事務局長 地域安全課長 (副防災監) 事務局次長 地域安全課長補佐 (削除)	統括調整班 地域安全課 班長 消防防災係長	1 災害状況等の収集・伝達の総括に関する こと 2 災害対策本部及び警戒本部の設置及び廃 止に関する こと 3 災害対策本部及び警戒本部の運営・庶務 に関する こと 4 現地災害対策本部との連絡調整に関する こと 5 連絡調整会議に関する こと 6 各対策部との連絡調整に関する こと 7 防災行政無線局等の機能確保に関する こと 8 消防団員の警戒・出動に関する こと ※(注1)緊急時に消防団員が避難所開設に あたる場合の消防団員への指示を含む 9 県災害対策本部及び防災会議構成機関等 との連絡調整に関する こと 10 自衛隊及び防災関係機関・団体等への災 害派遣要請及び受入れに関する こと 11 災害救助法等の適用申請事務に関する こと 12 被害状況、応急対策状況等の取りまとめ に関する こと 13 事務分掌外事案に係る対応調整に関する こと	同左																													
対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務																														
		初動対応期	応急復旧期																													
災害対策本部事務局 事務局長 地域安全課長 (副防災監) 事務局次長 地域安全課長補佐 (防災 班長兼務)	防災班 地域安全課 班長 地域安全課長補佐	1 災害状況等の収集・伝達の総括に関する こと 2 災害対策本部及び警戒本部の設置及び廃 止に関する こと 3 災害対策本部及び警戒本部の運営・庶務 に関する こと 4 現地災害対策本部との連絡調整に関する こと 5 連絡調整会議に関する こと 6 各対策部との連絡調整に関する こと 7 防災行政無線局等の機能確保に関する こと 8 消防団員の警戒・出動に関する こと ※(注1)緊急時に消防団員が避難所開設に あたる場合の消防団員への指示を含む 9 県災害対策本部及び防災会議構成機関等 との連絡調整に関する こと 10 自衛隊及び防災関係機関・団体等への災 害派遣要請及び受入れに関する こと 11 災害救助法等の適用申請事務に関する こと 12 被害状況、応急対策状況等の取りまとめ に関する こと 13 事務分掌外事案に係る対応調整に関する こと	同左																													
162	対策部・班等の分掌事務	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対策部名 対策部長等</th> <th rowspan="2">班名 班長・班員等</th> <th colspan="2">分掌事務</th> </tr> <tr> <th>初動対応期</th> <th>応急復旧期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務対策部 部長 総務課長 副部長 情報政策課長 (庁舎車両 管理班長兼務) 情報連絡員 情報政策課長補佐</td> <td>庁舎車両管理班 総務課 総務係・庶務文書係 (削除) 秘書係 車両係 法制係、行革推進係 ○情報政策課 選挙管理委員会事務局 (総務課兼務) 選挙管理室 人事調整班 総務課 人事係・人材育成係 給与係 班長 総務課長補佐</td> <td>1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関 すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取り まとめに関する こと 3 本部長及び副本部長の秘書に関する こと 4 本庁舎及び公用自動車の被害状況の調査 に関する こと 5 本庁舎非常用電源、非常回線電話等の管 理に関する こと 6 応急対策車両の配車及び借上げに関する こと 7 緊急通行車両の確認手続事務に関する こと 8 車両の管理及び配車に関する こと 9 人員及び救援物資の輸送に関する こと 10 情報システムの機能確保及び管理に関 すること 11 財務・物資・会計対策部への協力(食料・ 物資への対応)及び部内職員の動員・調整に 関すること</td> <td>左記に加え 12 災害関係法令等の解 釈に関する こと 13 災害情報関連システ ムの調整に関する こと</td> </tr> <tr> <td>財務・物資・会計対策部 部長 財務課長 副部長 会計課長 (会計班長兼務)</td> <td>財務班 財務課 班長 財務係長</td> <td>1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関 すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取り まとめに関する こと 3 災害対策関係予算に関する こと 4 市有地の使用に関する こと</td> <td>左記に加え 5 市有財産関係の被害 金額の取りまとめに 関すること 6 災害関係予算の算定 等に関する こと 7 災害関係補助金等の 調整に関する こと</td> </tr> </tbody> </table>	対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務		初動対応期	応急復旧期	総務対策部 部長 総務課長 副部長 情報政策課長 (庁舎車両 管理班長兼務) 情報連絡員 情報政策課長補佐	庁舎車両管理班 総務課 総務係・庶務文書係 (削除) 秘書係 車両係 法制係、行革推進係 ○情報政策課 選挙管理委員会事務局 (総務課兼務) 選挙管理室 人事調整班 総務課 人事係・人材育成係 給与係 班長 総務課長補佐	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関 すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取り まとめに関する こと 3 本部長及び副本部長の秘書に関する こと 4 本庁舎及び公用自動車の被害状況の調査 に関する こと 5 本庁舎非常用電源、非常回線電話等の管 理に関する こと 6 応急対策車両の配車及び借上げに関する こと 7 緊急通行車両の確認手続事務に関する こと 8 車両の管理及び配車に関する こと 9 人員及び救援物資の輸送に関する こと 10 情報システムの機能確保及び管理に関 すること 11 財務・物資・会計対策部への協力(食料・ 物資への対応)及び部内職員の動員・調整に 関すること	左記に加え 12 災害関係法令等の解 釈に関する こと 13 災害情報関連システ ムの調整に関する こと	財務・物資・会計対策部 部長 財務課長 副部長 会計課長 (会計班長兼務)	財務班 財務課 班長 財務係長	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関 すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取り まとめに関する こと 3 災害対策関係予算に関する こと 4 市有地の使用に関する こと	左記に加え 5 市有財産関係の被害 金額の取りまとめに 関すること 6 災害関係予算の算定 等に関する こと 7 災害関係補助金等の 調整に関する こと	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対策部名 対策部長等</th> <th rowspan="2">班名 班長・班員等</th> <th colspan="2">分掌事務</th> </tr> <tr> <th>初動対応期</th> <th>応急復旧期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務対策部 部長 総務課長 副部長 情報政策課長 (庁舎車両 管理班長兼務) 情報連絡員 情報政策課長補佐</td> <td>庁舎車両管理班 総務課 総務係・庶務文書係 ふるさと応援係・秘 書係 車両係 法制執務室 (追加) ○情報政策課 選挙管理委員会事務 局 (総務課兼務) 選挙管理室 人事調整班 総務課 人事係・人材育成係 給与係 班長 総務課長補佐</td> <td>1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関 すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取り まとめに関する こと 3 本部長及び副本部長の秘書に関する こと 4 本庁舎及び公用自動車の被害状況の調査 に関する こと 5 本庁舎非常用電源、非常回線電話等の管 理に関する こと 6 応急対策車両の配車及び借上げに関する こと 7 緊急通行車両の確認手続事務に関する こと 8 車両の管理及び配車に関する こと 9 人員及び救援物資の輸送に関する こと 10 情報システムの機能確保及び管理に関 すること (追加)</td> <td>左記に加え 11 災害関係法令等の解釈に 関すること 12 災害情報関連システ ムの調 整に関する こと</td> </tr> <tr> <td>財務・物資・会計対策部 部長 財務課長 副部長 会計課長 (会計班長兼務)</td> <td>財務班 財務課 班長 財務係長</td> <td>1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関 すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取り まとめに関する こと 3 災害対策関係予算に関する こと (追加)</td> <td>左記に加え 4 市有財産関係の被害金額 の取りまとめに関する こと 5 災害関係予算の算定等 に関する こと 6 災害関係補助金等の調整 に関する こと</td> </tr> </tbody> </table>	対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務		初動対応期	応急復旧期	総務対策部 部長 総務課長 副部長 情報政策課長 (庁舎車両 管理班長兼務) 情報連絡員 情報政策課長補佐	庁舎車両管理班 総務課 総務係・庶務文書係 ふるさと応援係・秘 書係 車両係 法制執務室 (追加) ○情報政策課 選挙管理委員会事務 局 (総務課兼務) 選挙管理室 人事調整班 総務課 人事係・人材育成係 給与係 班長 総務課長補佐	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関 すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取り まとめに関する こと 3 本部長及び副本部長の秘書に関する こと 4 本庁舎及び公用自動車の被害状況の調査 に関する こと 5 本庁舎非常用電源、非常回線電話等の管 理に関する こと 6 応急対策車両の配車及び借上げに関する こと 7 緊急通行車両の確認手続事務に関する こと 8 車両の管理及び配車に関する こと 9 人員及び救援物資の輸送に関する こと 10 情報システムの機能確保及び管理に関 すること (追加)	左記に加え 11 災害関係法令等の解釈に 関すること 12 災害情報関連システ ムの調 整に関する こと	財務・物資・会計対策部 部長 財務課長 副部長 会計課長 (会計班長兼務)	財務班 財務課 班長 財務係長	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関 すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取り まとめに関する こと 3 災害対策関係予算に関する こと (追加)	左記に加え 4 市有財産関係の被害金額 の取りまとめに関する こと 5 災害関係予算の算定等 に関する こと 6 災害関係補助金等の調整 に関する こと	
対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務																														
		初動対応期	応急復旧期																													
総務対策部 部長 総務課長 副部長 情報政策課長 (庁舎車両 管理班長兼務) 情報連絡員 情報政策課長補佐	庁舎車両管理班 総務課 総務係・庶務文書係 (削除) 秘書係 車両係 法制係、行革推進係 ○情報政策課 選挙管理委員会事務局 (総務課兼務) 選挙管理室 人事調整班 総務課 人事係・人材育成係 給与係 班長 総務課長補佐	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関 すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取り まとめに関する こと 3 本部長及び副本部長の秘書に関する こと 4 本庁舎及び公用自動車の被害状況の調査 に関する こと 5 本庁舎非常用電源、非常回線電話等の管 理に関する こと 6 応急対策車両の配車及び借上げに関する こと 7 緊急通行車両の確認手続事務に関する こと 8 車両の管理及び配車に関する こと 9 人員及び救援物資の輸送に関する こと 10 情報システムの機能確保及び管理に関 すること 11 財務・物資・会計対策部への協力(食料・ 物資への対応)及び部内職員の動員・調整に 関すること	左記に加え 12 災害関係法令等の解 釈に関する こと 13 災害情報関連システ ムの調整に関する こと																													
財務・物資・会計対策部 部長 財務課長 副部長 会計課長 (会計班長兼務)	財務班 財務課 班長 財務係長	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関 すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取り まとめに関する こと 3 災害対策関係予算に関する こと 4 市有地の使用に関する こと	左記に加え 5 市有財産関係の被害 金額の取りまとめに 関すること 6 災害関係予算の算定 等に関する こと 7 災害関係補助金等の 調整に関する こと																													
対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務																														
		初動対応期	応急復旧期																													
総務対策部 部長 総務課長 副部長 情報政策課長 (庁舎車両 管理班長兼務) 情報連絡員 情報政策課長補佐	庁舎車両管理班 総務課 総務係・庶務文書係 ふるさと応援係・秘 書係 車両係 法制執務室 (追加) ○情報政策課 選挙管理委員会事務 局 (総務課兼務) 選挙管理室 人事調整班 総務課 人事係・人材育成係 給与係 班長 総務課長補佐	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関 すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取り まとめに関する こと 3 本部長及び副本部長の秘書に関する こと 4 本庁舎及び公用自動車の被害状況の調査 に関する こと 5 本庁舎非常用電源、非常回線電話等の管 理に関する こと 6 応急対策車両の配車及び借上げに関する こと 7 緊急通行車両の確認手続事務に関する こと 8 車両の管理及び配車に関する こと 9 人員及び救援物資の輸送に関する こと 10 情報システムの機能確保及び管理に関 すること (追加)	左記に加え 11 災害関係法令等の解釈に 関すること 12 災害情報関連システ ムの調 整に関する こと																													
財務・物資・会計対策部 部長 財務課長 副部長 会計課長 (会計班長兼務)	財務班 財務課 班長 財務係長	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関 すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取り まとめに関する こと 3 災害対策関係予算に関する こと (追加)	左記に加え 4 市有財産関係の被害金額 の取りまとめに関する こと 5 災害関係予算の算定等 に関する こと 6 災害関係補助金等の調整 に関する こと																													

頁	内容	新	旧	修正理由	
	情報連絡員 財務課長補佐		情報連絡員 財務課長補佐		
	<b>渉外・広報対策部</b> 部長 みらい創造課長 副部長 UJI ターン支援専門官 情報連絡員 みらい創造課長補佐	<p>渉外班 みらい創造課 企画政策係 <del>(削除)</del> <u>ライフデザイン係</u></p> <p>班長 企画政策係長</p> <p>広報班 <del>(削除)</del></p> <p><u>○シティプロモーション室</u></p>	<p>渉外班 みらい創造課 企画政策係・<u>行革推進係</u> <u>(追加)</u></p> <p>班長 企画政策係長</p> <p>広報班 <u>みらい創造課</u> <u>広報広聴係・ライフデザイン係</u></p> <p>班長 <u>広報広聴係長</u> <u>(追加)</u></p>	<p>1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関すること</p> <p>2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること</p> <p>3 被災地の視察、慰問、激励等の調整に関すること</p> <p>4 被災地の視察者等の接遇に関すること</p> <p>5 国、県等への要望の総括に関すること</p> <p><u>6 医療・福祉対策部への協力(避難所の開設・運営)に関すること</u></p> <p>左記に加え <u>7</u> 災害に係る陳情、請願等に関すること</p> <p>1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、災害情報等の伝達・広報に関すること</p> <p>2 市ホームページ等の情報伝達媒体を活用した各種情報提供に関すること</p> <p>3 災害情報等の放送要請に関すること</p> <p>4 報道機関への災害情報の発表及び災害情報の収集に関すること</p> <p>左記に加え 5 災害記録(写真・映像)に関すること</p> <p>6 災害復興記録等の作成に関すること</p>	<p>1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関すること</p> <p>2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること</p> <p>3 被災地の視察、慰問、激励等の調整に関すること</p> <p>4 被災地の視察者等の接遇に関すること</p> <p>5 国、県等への要望の総括に関すること</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>左記に加え <u>6</u> 災害に係る陳情、請願等に関すること</p> <p>1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、災害情報等の伝達・広報に関すること</p> <p>2 市ホームページ等の情報伝達媒体を活用した各種情報提供に関すること</p> <p>3 災害情報等の放送要請に関すること</p> <p>4 報道機関への災害情報の発表及び災害情報の収集に関すること</p> <p>左記に加え 5 災害記録(写真・映像)に関すること</p> <p>6 災害復興記録等の作成に関すること</p>
	<b>市民支援対策部</b> 部長 市民まちづくり支援課長 副部長 税務課長 情報連絡員 人権啓発課長補佐	<p>市民支援班 市民まちづくり支援課 公共交通推進室 ○市民生活課 人権啓発課</p> <p>家屋調査班 ○税務課</p> <p>環境衛生班 ○環境衛生課</p>	<p>市民支援班 市民まちづくり支援課 公共交通推進室 ○市民生活課 人権啓発課</p> <p>家屋調査班 ○税務課</p> <p>環境衛生班 ○環境衛生課</p>	<p>1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関すること</p> <p>2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること</p> <p>3 市民の安否確認及び問合せに関すること</p> <p>4 外国人に対する支援に関すること</p> <p>5 被災外国人との連絡調整に関すること</p> <p>6 自治会・町内会長等への連絡調整に関すること</p> <p>7 人権擁護に関すること</p> <p>8 交通関係機関の被害状況及び連絡調整に関すること</p> <p>9 埋火葬の総括に関すること</p> <p><u>10 医療・福祉対策部への協力(避難所の開設・運営)及び部内職員の動員・調整に関すること</u></p> <p>左記に加え <u>11</u> 被災者等の市民相談の総括に関すること</p> <p>1 家屋及び土地の現地被害調査及び被害認定に関すること</p> <p><u>2 医療・福祉対策部への協力(避難所の開設・運営)に関すること</u></p> <p>左記に加え <u>3</u> 建物被害調査に関すること</p> <p><u>4</u> 被災者台帳作成事務に関すること</p> <p><u>5</u> 罹災台帳の作成及び罹災証明の発行事務に関すること</p> <p><u>6</u> 税金の災害減免に関すること</p> <p>同左</p> <p>1 廃棄物の臨時集積及び投入場所の選定に関すること</p> <p>2 応急仮設トイレの設置に関すること</p> <p>3 し尿浄化槽又は浄化槽の衛生管理に関すること</p> <p>4 死亡した獣畜等の除去に関すること</p> <p>5 廃棄物の収集・運搬及び処理・処分に関すること</p> <p>6 ごみの臨時ステーションの選定に関すること</p> <p>7 ごみ及びし尿の収集状況の把握に関すること</p> <p>8 防疫薬剤の確保、保管及び配布等に関すること</p> <p>9 ペット等被災動物に関すること</p> <p>10 消毒の実施に関すること</p> <p><u>11 医療・福祉対策部への協力(避難所の開設・運営)に関すること</u></p>	<p>1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関すること</p> <p>2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること</p> <p>3 市民の安否確認及び問合せに関すること</p> <p>4 外国人に対する支援に関すること</p> <p>5 被災外国人との連絡調整に関すること</p> <p>6 自治会・町内会長等への連絡調整に関すること</p> <p>7 人権擁護に関すること</p> <p>8 交通関係機関の被害状況及び連絡調整に関すること</p> <p>9 埋火葬の総括に関すること</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>左記に加え <u>10</u> 被災者等の市民相談の総括に関すること</p> <p>1 家屋及び土地の現地被害調査及び被害認定に関すること</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>2</u> 建物被害調査に関すること</p> <p><u>3</u> 被災者台帳作成事務に関すること</p> <p><u>4</u> 罹災台帳の作成及び罹災証明の発行事務に関すること</p> <p><u>5</u> 税金の災害減免に関すること</p> <p>同左</p> <p>1 廃棄物の臨時集積及び投入場所の選定に関すること</p> <p>2 応急仮設トイレの設置に関すること</p> <p>3 し尿浄化槽又は浄化槽の衛生管理に関すること</p> <p>4 死亡した獣畜等の除去に関すること</p> <p>5 廃棄物の収集・運搬及び処理・処分に関すること</p> <p>6 ごみの臨時ステーションの選定に関すること</p> <p>7 ごみ及びし尿の収集状況の把握に関すること</p> <p>8 防疫薬剤の確保、保管及び配布等に関すること</p> <p>9 ペット等被災動物に関すること</p> <p>10 消毒の実施に関すること</p> <p><u>(追加)</u></p>
	<b>商工・観光対策部</b> 部長 商工振興課長 副部長 観光振興課長(観光対策班長兼務)	<p><del>(削除)</del> 商工振興課</p> <p>班長 商工振興課長補佐</p>	<p><del>(削除)</del> 商工振興課</p> <p>班長 商工振興課長補佐</p>	<p>1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関すること</p> <p>2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること</p> <p>3 商工業関係の被害調査、報告等に関すること</p> <p>4 商工業関係団体との連絡調整に関すること</p> <p><u>5 医療・福祉対策部への協力(避難所の開設・運営)に関すること</u></p> <p>左記に加え <u>6</u> 商工業者に対する災害融資関連事業に関すること</p>	<p>1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関すること</p> <p>2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること</p> <p>3 商工業関係の被害調査、報告等に関すること</p> <p>4 商工業関係団体との連絡調整に関すること</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>左記に加え <u>5</u> 商工業者に対する災害融資関連事業に関すること</p>



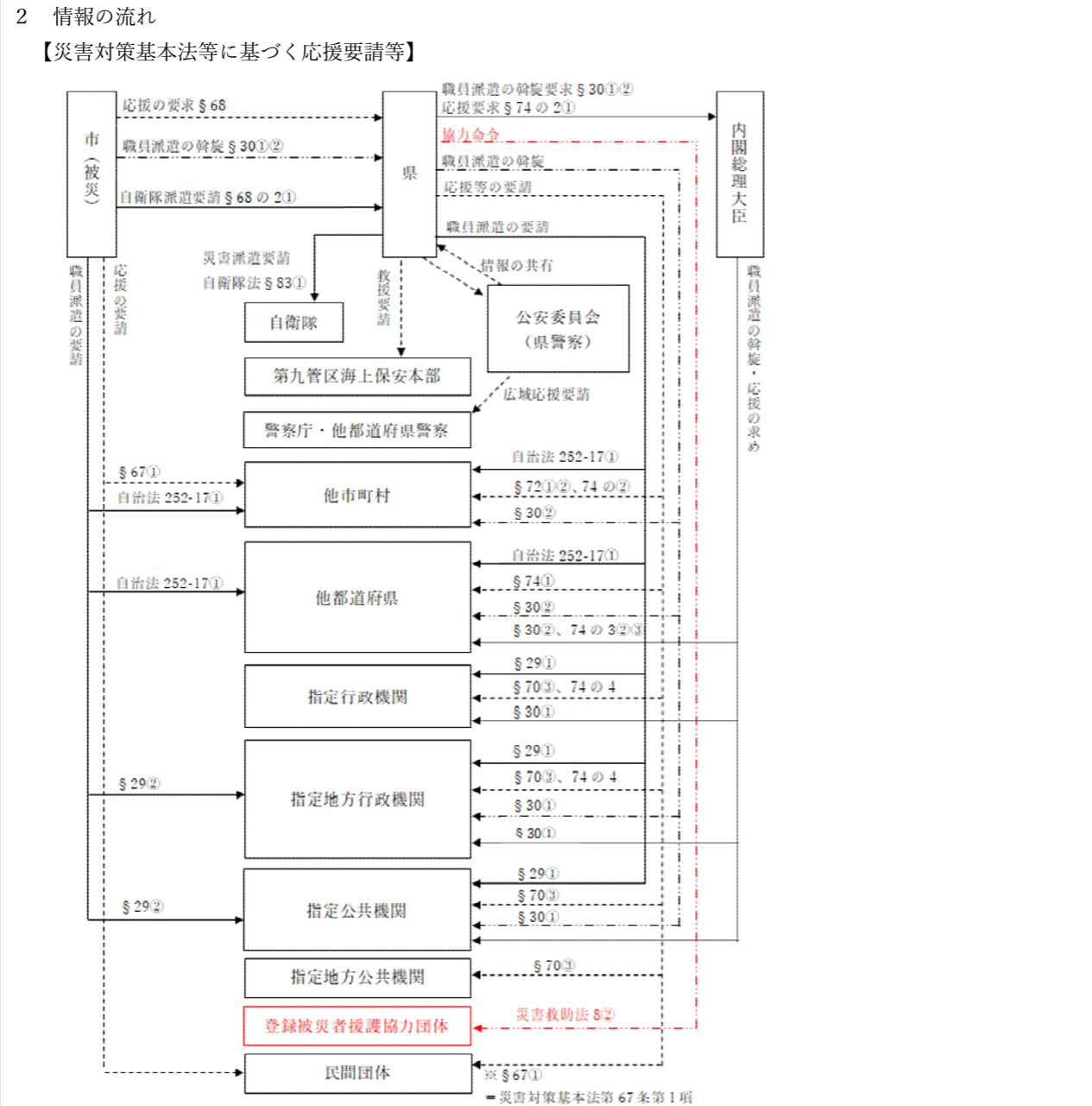
頁	内容	新	旧	修正理由																																																		
		<p>すること</p> <p>7 学校への指示、伝達等に関すること</p> <p>8 給食調理施設の使用に関すること</p> <p>9 <u>医療・福祉対策部への協力（避難所の開設・運営）及び部内職員の動員・調整に関すること</u></p> <p>文化施設班 ○文化行政課 文化芸術振興室 中央図書館 歴史図書館 生涯学習課 新発田地区公民館 豊浦地区公民館 紫雲寺地区公民館 加治川地区公民館 生涯学習センター 青少年健全育成センター 児童センター</p> <p>1 生涯学習施設の被害状況等の把握及び応急復旧に関すること</p> <p>2 文化財の被害状況等の把握に関すること</p> <p>3 生涯学習施設の使用に関すること</p> <p>4 避難所の開設及び運営への協力に関すること</p> <p>5 <u>医療・福祉対策部への協力（避難所の開設・運営）に関すること</u></p> <p>同左</p>	<p>すること</p> <p>8 学校への指示、伝達等に関すること</p> <p>9 給食調理施設の使用に関すること <u>（追加）</u></p> <p>文化施設班 ○文化行政課 文化芸術振興室 中央図書館 歴史図書館 生涯学習課 新発田地区公民館 豊浦地区公民館 紫雲寺地区公民館 加治川地区公民館 生涯学習センター 青少年健全育成センター 児童センター</p> <p>1 生涯学習施設の被害状況等の把握及び応急復旧に関すること</p> <p>2 文化財の被害状況等の把握に関すること</p> <p>3 生涯学習施設の使用に関すること</p> <p>4 避難所の開設及び運営への協力に関すること <u>（追加）</u></p> <p>同左</p>																																																			
167	地震・津波配備計画	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>【地震・津波配備基本方針】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備種別</th> <th>配備基準</th> <th>主な活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>警戒体制</u></td> <td>警戒配備体制</td> <td>震度3</td> <td>           1 必要な職員の配備            2 関係機関等への情報収集・伝達及び処理            3 必要に応じ災害の発生が予想される危険地域への警戒パトロール及び広報            4 災害の警戒及び応急対策上必要な活動の実施            5 必要に応じ、警戒本部配備体制に移行         </td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>警戒本部</u></td> <td rowspan="2">警戒本部配備体制</td> <td>震度4</td> <td>           （警戒配備体制の活動に加え）            1 必要な職員の配備            2 情報収集・伝達及び処理            3 必要に応じ避難者の受入れ            4 市管理施設、その他公共施設及び災害危険箇所等の緊急点検の実施による被害状況の把握            5 必要に応じ応急活動の実施            6 必要に応じ広報活動の実施            7 市幹部職員等への状況報告            8 必要に応じ、災害対策本部配備体制に移行         </td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3"><u>対策本部</u></td> <td rowspan="2">災害対策本部配備体制</td> <td><u>（削除）</u></td> <td rowspan="2"> <u>（警戒本部配備体制の活動に加え）</u>            1 <u>必要な</u>職員の配備            2 災害応急対策が最大限機能する体制の確立            3 各対策部のマニュアルに基づいた応急対策         </td> </tr> <tr> <td>津波警報 <u>（削除）</u></td> </tr> <tr> <td>対策本部非常配備体制</td> <td>震度5弱以上 大津波警報</td> <td> <u>（対策本部配備体制の活動に加え）</u>            1 <u>全職員</u>の配備         </td> </tr> </tbody> </table>	配備区分	配備種別	配備基準	主な活動内容	<u>警戒体制</u>	警戒配備体制	震度3	1 必要な職員の配備 2 関係機関等への情報収集・伝達及び処理 3 必要に応じ災害の発生が予想される危険地域への警戒パトロール及び広報 4 災害の警戒及び応急対策上必要な活動の実施 5 必要に応じ、警戒本部配備体制に移行	<u>警戒本部</u>	警戒本部配備体制	震度4	（警戒配備体制の活動に加え） 1 必要な職員の配備 2 情報収集・伝達及び処理 3 必要に応じ避難者の受入れ 4 市管理施設、その他公共施設及び災害危険箇所等の緊急点検の実施による被害状況の把握 5 必要に応じ応急活動の実施 6 必要に応じ広報活動の実施 7 市幹部職員等への状況報告 8 必要に応じ、災害対策本部配備体制に移行	津波注意報		<u>対策本部</u>	災害対策本部配備体制	<u>（削除）</u>	<u>（警戒本部配備体制の活動に加え）</u> 1 <u>必要な</u> 職員の配備 2 災害応急対策が最大限機能する体制の確立 3 各対策部のマニュアルに基づいた応急対策	津波警報 <u>（削除）</u>	対策本部非常配備体制	震度5弱以上 大津波警報	<u>（対策本部配備体制の活動に加え）</u> 1 <u>全職員</u> の配備	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>【地震・津波配備基本方針】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>（追加）</u></th> <th>配備種別</th> <th>配備基準</th> <th>主な活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>（追加）</u></td> <td>警戒配備体制</td> <td>震度3</td> <td>           1 必要な職員の配備            2 関係機関等への情報収集・伝達及び処理            3 必要に応じ災害の発生が予想される危険地域への警戒パトロール及び広報            4 災害の警戒及び応急対策上必要な活動の実施            5 必要に応じ、警戒本部配備体制に移行         </td> </tr> <tr> <td><u>（追加）</u></td> <td rowspan="2">警戒本部配備体制</td> <td>震度4</td> <td rowspan="2">           （警戒配備体制の活動に加え）            1 必要な職員の配備            2 情報収集・伝達及び処理            3 必要に応じ避難者の受入れ            4 市管理施設、その他公共施設及び災害危険箇所等の緊急点検の実施による被害状況の把握            5 必要に応じ応急活動の実施            6 必要に応じ広報活動の実施            7 市幹部職員等への状況報告            8 必要に応じ、災害対策本部配備体制に移行         </td> </tr> <tr> <td><u>（追加）</u></td> <td>津波注意報</td> </tr> <tr> <td><u>（追加）</u></td> <td rowspan="2">災害対策本部配備体制</td> <td>震度5弱以上</td> <td rowspan="2"> <u>（追加）</u>            1 全職員の配備            2 災害応急対策が最大限機能する体制の確立            3 各対策部のマニュアルに基づいた応急対策         </td> </tr> <tr> <td></td> <td>津波警報 大津波警報</td> </tr> <tr> <td><u>（追加）</u></td> <td><u>（追加）</u></td> <td><u>（追加）</u></td> <td><u>（追加）</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>（追加）</u></td> <td><u>（追加）</u></td> <td><u>（追加）</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>（追加）</u>	配備種別	配備基準	主な活動内容	<u>（追加）</u>	警戒配備体制	震度3	1 必要な職員の配備 2 関係機関等への情報収集・伝達及び処理 3 必要に応じ災害の発生が予想される危険地域への警戒パトロール及び広報 4 災害の警戒及び応急対策上必要な活動の実施 5 必要に応じ、警戒本部配備体制に移行	<u>（追加）</u>	警戒本部配備体制	震度4	（警戒配備体制の活動に加え） 1 必要な職員の配備 2 情報収集・伝達及び処理 3 必要に応じ避難者の受入れ 4 市管理施設、その他公共施設及び災害危険箇所等の緊急点検の実施による被害状況の把握 5 必要に応じ応急活動の実施 6 必要に応じ広報活動の実施 7 市幹部職員等への状況報告 8 必要に応じ、災害対策本部配備体制に移行	<u>（追加）</u>	津波注意報	<u>（追加）</u>	災害対策本部配備体制	震度5弱以上	<u>（追加）</u> 1 全職員の配備 2 災害応急対策が最大限機能する体制の確立 3 各対策部のマニュアルに基づいた応急対策		津波警報 大津波警報	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>		<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	新発田市災害対策本部運営規程の改正による修正
配備区分	配備種別	配備基準	主な活動内容																																																			
<u>警戒体制</u>	警戒配備体制	震度3	1 必要な職員の配備 2 関係機関等への情報収集・伝達及び処理 3 必要に応じ災害の発生が予想される危険地域への警戒パトロール及び広報 4 災害の警戒及び応急対策上必要な活動の実施 5 必要に応じ、警戒本部配備体制に移行																																																			
<u>警戒本部</u>	警戒本部配備体制	震度4	（警戒配備体制の活動に加え） 1 必要な職員の配備 2 情報収集・伝達及び処理 3 必要に応じ避難者の受入れ 4 市管理施設、その他公共施設及び災害危険箇所等の緊急点検の実施による被害状況の把握 5 必要に応じ応急活動の実施 6 必要に応じ広報活動の実施 7 市幹部職員等への状況報告 8 必要に応じ、災害対策本部配備体制に移行																																																			
		津波注意報																																																				
<u>対策本部</u>	災害対策本部配備体制	<u>（削除）</u>	<u>（警戒本部配備体制の活動に加え）</u> 1 <u>必要な</u> 職員の配備 2 災害応急対策が最大限機能する体制の確立 3 各対策部のマニュアルに基づいた応急対策																																																			
		津波警報 <u>（削除）</u>																																																				
	対策本部非常配備体制	震度5弱以上 大津波警報	<u>（対策本部配備体制の活動に加え）</u> 1 <u>全職員</u> の配備																																																			
<u>（追加）</u>	配備種別	配備基準	主な活動内容																																																			
<u>（追加）</u>	警戒配備体制	震度3	1 必要な職員の配備 2 関係機関等への情報収集・伝達及び処理 3 必要に応じ災害の発生が予想される危険地域への警戒パトロール及び広報 4 災害の警戒及び応急対策上必要な活動の実施 5 必要に応じ、警戒本部配備体制に移行																																																			
<u>（追加）</u>	警戒本部配備体制	震度4	（警戒配備体制の活動に加え） 1 必要な職員の配備 2 情報収集・伝達及び処理 3 必要に応じ避難者の受入れ 4 市管理施設、その他公共施設及び災害危険箇所等の緊急点検の実施による被害状況の把握 5 必要に応じ応急活動の実施 6 必要に応じ広報活動の実施 7 市幹部職員等への状況報告 8 必要に応じ、災害対策本部配備体制に移行																																																			
<u>（追加）</u>		津波注意報																																																				
<u>（追加）</u>	災害対策本部配備体制	震度5弱以上	<u>（追加）</u> 1 全職員の配備 2 災害応急対策が最大限機能する体制の確立 3 各対策部のマニュアルに基づいた応急対策																																																			
		津波警報 大津波警報																																																				
<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>																																																			
	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>																																																			

頁	内容	新	旧	修正理由																																																																																																
168	2 業務の内容 (2) 勤務時間外(夜間・休日)における対応 エ 参集体制の原則 市内において、警戒本部配備体制・ <del>(削除)</del> 対策本部配備体制・ <del>対策本部非常配備体制</del> に係る配備基準に該当する事態が発生した場合、職員は、テレビやラジオ等で情報を確認し、配備の指示を待つことなく、次の参集区分により、直ちにあらかじめ指定された場所へ参集する。	2 業務の内容 (2) 勤務時間外(夜間・休日)における対応 エ 参集体制の原則 市内において、警戒本部配備体制・ <del>(削除)</del> 対策本部配備体制・ <del>対策本部非常配備体制</del> に係る配備基準に該当する事態が発生した場合、職員は、テレビやラジオ等で情報を確認し、配備の指示を待つことなく、次の参集区分により、直ちにあらかじめ指定された場所へ参集する。	2 業務の内容 (2) 勤務時間外(夜間・休日)における対応 エ 参集体制の原則 市内において、警戒本部配備体制・ <del>災害対策本部配備体制</del> (追加)に係る配備基準に該当する事態が発生した場合、職員は、テレビやラジオ等で情報を確認し、配備の指示を待つことなく、次の参集区分により、直ちにあらかじめ指定された場所へ参集する。																																																																																																	
169	別表【地震・津波発生時の参集区分】	別表【地震・津波発生時の参集区分】	別表【地震・津波発生時の参集区分】																																																																																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>参集範囲</th> <th>参集場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><del>(削除)</del>警戒体制</td> <td>警戒配備体制</td> <td>震度3</td> <td><del>(削除)</del>地域安全課当番職員、<del>指定配備職員及び各対策部が必要と認める職員</del> ※上記以外の職員は待機</td> <td>執務室</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">警戒本部</td> <td rowspan="5">警戒本部配備体制</td> <td rowspan="4">震度4</td> <td>※上記警戒配備体制の参集区分に加え <del>(削除)</del>防災監、<del>副防災監</del>、<del>地域安全課</del> <del>(削除)</del>対策部長</td> <td>警戒本部 (会議室 501～504)</td> </tr> <tr> <td><del>(削除)</del>情報連絡員</td> <td>警戒本部事務局</td> </tr> <tr> <td><del>(削除)</del>対策副部長、課長 <del>(削除)</del>以上の職員 <del>(削除)</del></td> <td>執務室</td> </tr> <tr> <td><del>(削除)</del>指定配備職員及び各対策部が必要と認める職員</td> <td>対策部長が指定した場所</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>※上記警戒本部配備体制における震度4の参集区分に加え、一部(1か所)の避難所開設を担当する職員 <del>(削除)</del></td> <td>指定された避難所</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">対策本部</td> <td rowspan="7"><del>(削除)</del>対策本部配備体制</td> <td rowspan="6">津波警報 <del>(削除)</del></td> <td><del>(削除)</del>災害対策本部長、 <del>(削除)</del>災害対策副本部長、 <del>(削除)</del>副防災監、 <del>(削除)</del>対策部長</td> <td>災害対策本部 (会議室 501～504)</td> </tr> <tr> <td><del>(削除)</del>情報連絡員、 <del>(削除)</del>地域安全課職員</td> <td>災害対策本部事務局</td> </tr> <tr> <td>対策副部長、課長補佐以上</td> <td>執務室</td> </tr> <tr> <td><del>(削除)</del>一部(19か所)の避難所開設を担当する職員 <del>(削除)</del></td> <td>指定された避難所</td> </tr> <tr> <td><del>(削除)</del></td> <td><del>(削除)</del></td> </tr> <tr> <td><del>(削除)</del></td> <td><del>(削除)</del></td> </tr> <tr> <td>対策本部非常配備体制</td> <td>震度5弱以上 大津波警報</td> <td>災害対策本部長、災害対策副本部長、 副防災監、対策部長</td> <td>災害対策本部 (会議室 501～504)</td> </tr> <tr> <td>情報連絡員、地域安全課全職員</td> <td>災害対策本部事務局</td> </tr> <tr> <td>避難所開設を担当する全職員</td> <td>指定された避難所</td> </tr> </tbody> </table>	配備区分	配備体制	配備基準	参集範囲	参集場所	<del>(削除)</del> 警戒体制	警戒配備体制	震度3	<del>(削除)</del> 地域安全課当番職員、 <del>指定配備職員及び各対策部が必要と認める職員</del> ※上記以外の職員は待機	執務室	警戒本部	警戒本部配備体制	震度4	※上記警戒配備体制の参集区分に加え <del>(削除)</del> 防災監、 <del>副防災監</del> 、 <del>地域安全課</del> <del>(削除)</del> 対策部長	警戒本部 (会議室 501～504)	<del>(削除)</del> 情報連絡員	警戒本部事務局	<del>(削除)</del> 対策副部長、課長 <del>(削除)</del> 以上の職員 <del>(削除)</del>	執務室	<del>(削除)</del> 指定配備職員及び各対策部が必要と認める職員	対策部長が指定した場所	津波注意報	※上記警戒本部配備体制における震度4の参集区分に加え、一部(1か所)の避難所開設を担当する職員 <del>(削除)</del>	指定された避難所	対策本部	<del>(削除)</del> 対策本部配備体制	津波警報 <del>(削除)</del>	<del>(削除)</del> 災害対策本部長、 <del>(削除)</del> 災害対策副本部長、 <del>(削除)</del> 副防災監、 <del>(削除)</del> 対策部長	災害対策本部 (会議室 501～504)	<del>(削除)</del> 情報連絡員、 <del>(削除)</del> 地域安全課職員	災害対策本部事務局	対策副部長、課長補佐以上	執務室	<del>(削除)</del> 一部(19か所)の避難所開設を担当する職員 <del>(削除)</del>	指定された避難所	<del>(削除)</del>	<del>(削除)</del>	<del>(削除)</del>	<del>(削除)</del>	対策本部非常配備体制	震度5弱以上 大津波警報	災害対策本部長、災害対策副本部長、 副防災監、対策部長	災害対策本部 (会議室 501～504)	情報連絡員、地域安全課全職員	災害対策本部事務局	避難所開設を担当する全職員	指定された避難所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(追加)</th> <th>配備種別</th> <th>配備基準</th> <th>参集区分</th> <th>参集場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(追加)</td> <td>警戒配備体制</td> <td>震度3</td> <td>1 副防災監 2 地域安全課(追加)職員(追加) ※上記以外の職員は待機</td> <td>執務室</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">(追加)</td> <td rowspan="5">警戒本部配備体制</td> <td rowspan="4">震度4</td> <td>※上記警戒配備体制の参集区分に加え 1 防災監(追加) 2 防災監付 3 (追加)対策部長</td> <td>警戒本部 (会議室 501～504)</td> </tr> <tr> <td>5 情報連絡員</td> <td>警戒本部事務局</td> </tr> <tr> <td>6 (追加)課長補佐以上の職員(副参事含む)</td> <td>執務室</td> </tr> <tr> <td>7 対策部長が参集を必要と判断した当該対策部員</td> <td>対策部長が指定した場所</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>※上記警戒本部配備体制における震度4の参集区分に加え、一部(1か所)の避難所開設を担当する職員 (消防団員を含む)</td> <td>指定された避難所</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">(追加)</td> <td rowspan="11">災害対策本部配備体制</td> <td rowspan="5">震度5弱以上</td> <td>1 災害対策本部長(追加) 2 災害対策副本部長(追加) 3 防災監付 4 副防災監(追加) 5 対策部長</td> <td>災害対策本部 (会議室 501～504)</td> </tr> <tr> <td>7 情報連絡員(追加) 8 地域安全課職員</td> <td>災害対策本部事務局</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>9 避難所開設を担当する全職員(消防団員を含む) ※津波警報の場合は、一部(19か所)の避難所開設を担当する職員(消防団員を含む)</td> <td>指定された避難所</td> </tr> <tr> <td>10 いずれにも該当しない職員</td> <td>執務室</td> </tr> <tr> <td>11 被災状況により参集できない職員</td> <td>自らの居住地に近い市本庁舎又は各支所庁舎、水道局庁舎、地域整備庁舎</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	(追加)	配備種別	配備基準	参集区分	参集場所	(追加)	警戒配備体制	震度3	1 副防災監 2 地域安全課(追加)職員(追加) ※上記以外の職員は待機	執務室	(追加)	警戒本部配備体制	震度4	※上記警戒配備体制の参集区分に加え 1 防災監(追加) 2 防災監付 3 (追加)対策部長	警戒本部 (会議室 501～504)	5 情報連絡員	警戒本部事務局	6 (追加)課長補佐以上の職員(副参事含む)	執務室	7 対策部長が参集を必要と判断した当該対策部員	対策部長が指定した場所	津波注意報	※上記警戒本部配備体制における震度4の参集区分に加え、一部(1か所)の避難所開設を担当する職員 (消防団員を含む)	指定された避難所	(追加)	災害対策本部配備体制	震度5弱以上	1 災害対策本部長(追加) 2 災害対策副本部長(追加) 3 防災監付 4 副防災監(追加) 5 対策部長	災害対策本部 (会議室 501～504)	7 情報連絡員(追加) 8 地域安全課職員	災害対策本部事務局	(追加)	(追加)	9 避難所開設を担当する全職員(消防団員を含む) ※津波警報の場合は、一部(19か所)の避難所開設を担当する職員(消防団員を含む)	指定された避難所	10 いずれにも該当しない職員	執務室	11 被災状況により参集できない職員	自らの居住地に近い市本庁舎又は各支所庁舎、水道局庁舎、地域整備庁舎	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	
配備区分	配備体制	配備基準	参集範囲	参集場所																																																																																																
<del>(削除)</del> 警戒体制	警戒配備体制	震度3	<del>(削除)</del> 地域安全課当番職員、 <del>指定配備職員及び各対策部が必要と認める職員</del> ※上記以外の職員は待機	執務室																																																																																																
警戒本部	警戒本部配備体制	震度4	※上記警戒配備体制の参集区分に加え <del>(削除)</del> 防災監、 <del>副防災監</del> 、 <del>地域安全課</del> <del>(削除)</del> 対策部長	警戒本部 (会議室 501～504)																																																																																																
			<del>(削除)</del> 情報連絡員	警戒本部事務局																																																																																																
			<del>(削除)</del> 対策副部長、課長 <del>(削除)</del> 以上の職員 <del>(削除)</del>	執務室																																																																																																
			<del>(削除)</del> 指定配備職員及び各対策部が必要と認める職員	対策部長が指定した場所																																																																																																
		津波注意報	※上記警戒本部配備体制における震度4の参集区分に加え、一部(1か所)の避難所開設を担当する職員 <del>(削除)</del>	指定された避難所																																																																																																
対策本部	<del>(削除)</del> 対策本部配備体制	津波警報 <del>(削除)</del>	<del>(削除)</del> 災害対策本部長、 <del>(削除)</del> 災害対策副本部長、 <del>(削除)</del> 副防災監、 <del>(削除)</del> 対策部長	災害対策本部 (会議室 501～504)																																																																																																
			<del>(削除)</del> 情報連絡員、 <del>(削除)</del> 地域安全課職員	災害対策本部事務局																																																																																																
			対策副部長、課長補佐以上	執務室																																																																																																
			<del>(削除)</del> 一部(19か所)の避難所開設を担当する職員 <del>(削除)</del>	指定された避難所																																																																																																
			<del>(削除)</del>	<del>(削除)</del>																																																																																																
			<del>(削除)</del>	<del>(削除)</del>																																																																																																
		対策本部非常配備体制	震度5弱以上 大津波警報	災害対策本部長、災害対策副本部長、 副防災監、対策部長	災害対策本部 (会議室 501～504)																																																																																															
情報連絡員、地域安全課全職員	災害対策本部事務局																																																																																																			
避難所開設を担当する全職員	指定された避難所																																																																																																			
(追加)	配備種別	配備基準	参集区分	参集場所																																																																																																
(追加)	警戒配備体制	震度3	1 副防災監 2 地域安全課(追加)職員(追加) ※上記以外の職員は待機	執務室																																																																																																
(追加)	警戒本部配備体制	震度4	※上記警戒配備体制の参集区分に加え 1 防災監(追加) 2 防災監付 3 (追加)対策部長	警戒本部 (会議室 501～504)																																																																																																
			5 情報連絡員	警戒本部事務局																																																																																																
			6 (追加)課長補佐以上の職員(副参事含む)	執務室																																																																																																
			7 対策部長が参集を必要と判断した当該対策部員	対策部長が指定した場所																																																																																																
		津波注意報	※上記警戒本部配備体制における震度4の参集区分に加え、一部(1か所)の避難所開設を担当する職員 (消防団員を含む)	指定された避難所																																																																																																
(追加)	災害対策本部配備体制	震度5弱以上	1 災害対策本部長(追加) 2 災害対策副本部長(追加) 3 防災監付 4 副防災監(追加) 5 対策部長	災害対策本部 (会議室 501～504)																																																																																																
			7 情報連絡員(追加) 8 地域安全課職員	災害対策本部事務局																																																																																																
			(追加)	(追加)																																																																																																
			9 避難所開設を担当する全職員(消防団員を含む) ※津波警報の場合は、一部(19か所)の避難所開設を担当する職員(消防団員を含む)	指定された避難所																																																																																																
			10 いずれにも該当しない職員	執務室																																																																																																
		11 被災状況により参集できない職員	自らの居住地に近い市本庁舎又は各支所庁舎、水道局庁舎、地域整備庁舎																																																																																																	
		(追加)	(追加)																																																																																																	
		(追加)	(追加)																																																																																																	
		(追加)	(追加)																																																																																																	
		(追加)	(追加)																																																																																																	
		(追加)	(追加)																																																																																																	

頁	内容	新				旧				修正理由	
					いずれにも該当しない職員	執務室			(追加)	(追加)	
					被災状況により参集場所まで到着できない職員	自らの居住地に近い市本庁舎又は各支所庁舎、水道局庁舎、地域整備庁舎			(追加)	(追加)	

頁	内容	新	旧	修正理由
171	防災関係 機関の相 互協力体 制	1 計画の方針 (2) 各主体の責務 ア 市の責務 (ア)～(キ) (略) <u>(ク) 必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。</u> <u>(ケ) 応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求める。また、この要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知する。</u>	1 計画の方針 (2) 各主体の責務 ア 市の責務 (ア)～(キ) (略) <u>(追加)</u>  <u>(追加)</u>	県地域防 災計画の 反映
172		イ 県の責務 (ア)～(サ) (略) <u>(シ) 必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。</u> <u>(ス) 県は、市に対して協定を締結すべき相手方などについて、適切に助言するよう努める。</u> <u>(セ) 県は、市の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努める。</u>	イ 県の責務 (ア)～(サ) (略) <u>(追加)</u>  <u>(追加)</u>  <u>(追加)</u>	
173		ウ その他の防災関係機関の責務 (ア)～(カ) (略) <u>(キ) 指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、県が災害応急対策を適切かつ迅速に実施することが困難であると認める場合においては、その実態に照らし緊急を要し、県からの応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。</u>	ウ その他の防災関係機関の責務 (ア)～(カ) (略) <u>(追加)</u>	

174

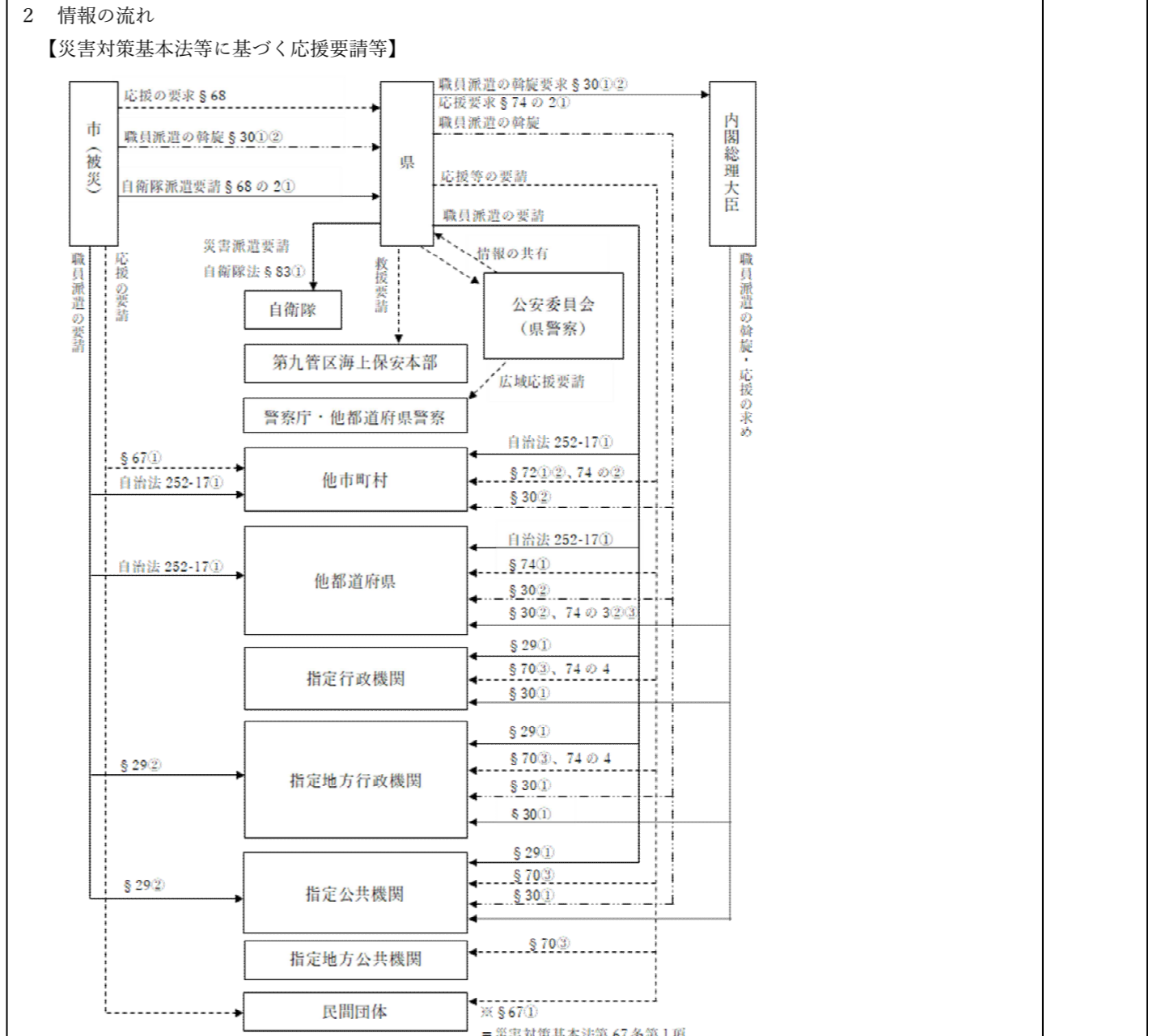


3 業務の内容

(1) 応急対策に関する応援等の要請

実施主体	対 策	協力依頼先
県知事	(略) ○消防の広域応援の要請 (県地域防災計画第3章第15節、第16節) <u>○登録被災者援護協力団体への協力命令</u> <u>登録被災者援護協力団体を救助に関する業務に協力させることができる。</u>	(略) <u>登録被災者援護協力団体</u>

176



3 業務の内容

(1) 応急対策に関する応援等の要請

実施主体	対 策	協力依頼先
県知事	(略) ○消防の広域応援の要請 (県地域防災計画第3章第15節、第16節) <u>(追加)</u>	(略) <u>(追加)</u>

頁	内容	新	旧	修正理由
179	災害時の通信確保	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ウ 防災関係機関、通信事業者等の責務</p> <p>市又は県から要請があった場合は、通信の確保に協力する。</p> <p>通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ウ 防災関係機関、通信事業者等の責務</p> <p>市又は県から要請があった場合は、通信の確保に協力する。</p> <p>通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び県民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</p>	誤記修正
186	被災状況等収集伝達計画	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ウ 県の責務</p> <p>(イ) 天候状況等を勘案しながら、消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及び画像撮影（ヘリコプターによる画像電送を含む。）等により被災地情報を収集する。</p> <p>また、必要に応じて自衛隊、新潟海上保安部、北陸地方整備局、JAXA等に対してヘリコプター、無人航空機、高所監視カメラ、巡視船艇、人工衛星等による情報収集を依頼し、<u>収集した画像情報について、関係機関間での迅速な共有に努める。</u></p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ウ 県の責務</p> <p>(イ) 天候状況等を勘案しながら、消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及び画像撮影（ヘリコプターによる画像電送を含む。）等により被災地情報を収集する。</p> <p>また、必要に応じて自衛隊、新潟海上保安部、北陸地方整備局、JAXA等に対してヘリコプター、無人航空機、高所監視カメラ、巡視船艇、人工衛星等による情報収集を依頼する。</p>	県地域防災計画の反映
204	住民等避難計画	<p>1 計画の方針</p> <p>(6) 広域避難への対応</p> <p>エ 市と避難先自治体間の情報共有</p> <p>市と避難先の都道府県及び市町村は、被災者の所在地等の情報の共有を<u>確実に行うものとする。また、避難先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u></p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(6) 広域避難への対応</p> <p>エ 市と避難先自治体間の情報共有</p> <p>市と避難先の都道府県及び市町村は、被災者の所在地等の情報の共有に<u>努める。(追加)</u></p>	県地域防災計画の反映
208	避難所運営計画	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>(削除)</u> 避難所は、地震発生後速やかに開設し、市民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>イ 市の責務</p> <p>(略)</p> <p>なお、<u>(削除)</u> 避難所を開設する場合には、予め施設の安全性を確認する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 避難所運営の留意点</p> <p>ア 一般的事項</p> <p>(ア) 市は、<u>(削除)</u> 避難所の開設・運営について <u>(削除)</u>、自治会・自主防災組織、<u>避難所運営委員会</u>等の運営主体の引受先を事前に指定し、協議しておくよう努める。<u>また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については、当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告する。なお、県は、その情報を国に共有するよう努める。</u></p> <p>(イ)・(ウ) (略)</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>指定</u>避難所は、地震発生後速やかに開設し、市民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>イ 市の責務</p> <p>(略)</p> <p>なお、<u>指定</u>避難所を開設する場合には、予め施設の安全性を確認する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 避難所運営の留意点</p> <p>ア 一般的事項</p> <p>(ア) 市は、<u>指定</u>避難所の開設・運営については、自治会・自主防災組織 <u>(追加)</u>等の運営主体の引受先を事前に指定し、協議しておくよう努める。<u>(追加)</u></p> <p>(イ)・(ウ) (略)</p>	県地域防災計画の反映
209		<p>(エ) 避難者に栄養バランスのとれた適温の食事・食料及び生活必需品を提供<u>できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具を確保することに努める。</u>性別、年齢、障がい等に基づく様々なニーズに対応するよう努める。</p> <p>(オ) 避難者1人当たり3.5～4㎡のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、避難所開設当初から、<u>プライバシー確保のための</u>パーティション、段ボールベッド等を</p>	<p>(エ) 避難者に栄養バランスのとれた適温の食事・食料及び生活必需品を提供する。性別、年齢、障がい等に基づく様々なニーズに対応するよう努める。</p> <p>(オ) 避難者1人当たり3.5～4㎡のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、避難所開設当初から、<u>(追加)</u>パーティション、段ボールベッド等を設置するよう努</p>	

頁	内容	新	旧	修正理由
210		<p>設置するよう努める。また、避難所内には通路を設置し、パーティションが設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ2m（最低1m）空けることを意識するよう努める。</p> <p>(カ) (略)</p> <p>(キ) トイレは仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める<u>とともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況の把握にも努める。</u>また、この際、トイレは男女別とし、女性用トイレと男性トイレの比率は3：1とするとともに、高齢者や障がい者等に配慮し、洋式便器の配置に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(ク)～(シ) (略)</p> <p>(ス) 市は、<u>(削除)</u>避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置や福祉的な支援を講じるよう努める。</p> <p>(セ) 市及び県は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が<u>(削除)</u>避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。</p> <p>(ソ)～(チ) (略)</p> <p>(ツ) 市は、<u>(削除)</u>避難場所や避難所にベットと同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等におけるベットの受入状況を含む避難状況等の把握に努める。</p> <p>(テ) (略)</p> <p><u>(ト) 市及び県は、国のデータベースを活用し、災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等について、被災地のニーズに応じ、迅速に提供するよう努める。</u></p> <p>イ 男女共同参画及び性的少数者の視点に立った避難所運営</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 避難住民による避難所管理組織に対しては、女性や子育て家庭が参画し、<u>子ども・若者の居場所の確保等、男女のニーズの違いに関する</u>意見が反映できるよう配慮を求める。</p> <p>(エ)・(オ) (略)</p> <p>(カ) 夜間の授乳、夜泣き対応のための個室の確保や<u>キッズスペース・学習スペースの設置</u>など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>(キ)・(ク) (略)</p> <p>(5) 要配慮者への配慮</p> <p>ア 避難所等での配慮</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) 県は、避難所の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、<u>(削除)</u>災害支援ナースを避難所へ派遣する。</p> <p><u>(カ) 県は、避難所等の高齢者、障がい者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣チーム(DWAT)を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣する。</u></p> <p>イ 福祉避難所の開設</p> <p>(ア) 市は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等のために福祉避難所を開設し、<u>(削除)</u>避難所からの誘導を図る。</p>	<p>める。また、避難所内には通路を設置し、パーティションが設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ2m（最低1m）空けることを意識するよう努める。</p> <p>(カ) (略)</p> <p>(キ) トイレは仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める<u>(追加)</u>。また、この際、トイレは男女別とし、女性用トイレと男性トイレの比率は3：1とするとともに、高齢者や障がい者等に配慮し、洋式便器の配置に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(ク)～(シ) (略)</p> <p>(ス) 市は、<u>指定</u>避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置や福祉的な支援を講じるよう努める。</p> <p>(セ) 県及び市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が<u>指定</u>避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。</p> <p>(ソ)～(チ) (略)</p> <p>(ツ) 市は、<u>指定緊急</u>避難場所や避難所にベットと同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等におけるベットの受入状況を含む避難状況等の把握に努める。</p> <p>(テ) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>イ 男女共同参画及び性的少数者の視点に立った避難所運営</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 避難住民による避難所管理組織に対しては、女性<u>(追加)</u>が参画し、<u>(追加)</u>意見が反映できるよう配慮を求める。</p> <p>(エ)・(オ) (略)</p> <p>(カ) 夜間の授乳、夜泣き対応のための個室の確保<u>(追加)</u>など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>(キ)・(ク) (略)</p> <p>(5) 要配慮者への配慮</p> <p>ア 避難所<u>(追加)</u>での配慮</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) 県は、避難所の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、<u>災害派遣福祉チーム(DWAT)</u>や災害支援ナースを避難所へ派遣する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>イ 福祉避難所の開設</p> <p>(ア) 市は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等のために福祉避難所を開設し、<u>指定</u>避難所からの誘導を図る。</p>	
216	避難所外 避難者の 支援計画	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針 避難所外被災者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、<u>(削除)</u>避難所への移送など必要な支援に努める。「避難所外避難者」とは、<u>(削除)</u>避難所以外の場所（屋外及び施設内）に避難した被災者をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針 避難所外被災者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、<u>指定</u>避難所への移送など必要な支援に努める。「避難所外避難者」とは、<u>指定</u>避難所以外の場所（屋外及び施設内）に避難した被災者をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p>	県地域防 災計画の 反映

頁	内容	新	旧	修正理由																																																
		<p>個別避難計画等の安否確認体制を活用し、要配慮者の所在や安否の確認を行うとともに、<u>(削除)</u> 避難所外に避難した要配慮者は、できるだけ早く <u>(削除)</u> 避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。<u>また、県は、避難所等の高齢者、障がい者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣する。</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p>	<p>個別避難計画等の安否確認体制を活用し、要配慮者の所在や安否の確認を行うとともに、<u>指定</u>避難所外に避難した要配慮者は、できるだけ早く <u>指定</u>避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。<u>(追加)</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p>																																																	
220	自衛隊の災害派遣計画	<p>3 自衛隊の災害派遣要請手続き及び県、自衛隊の派遣要請連絡窓口等</p> <p>(4) 自衛隊災害派遣要請窓口</p> <p>ア 陸上自衛隊</p> <table border="1"> <tr> <td>災害派遣要請先</td> <td>新発田駐屯地司令（第30普通科連隊長）</td> </tr> <tr> <td>災害派遣要請連絡窓口</td> <td>陸上自衛隊第30普通科連隊第3科</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>〒957-8530 新発田市大手町6丁目4番16号</td> </tr> <tr> <td>N T T回線</td> <td>TEL：0254-22-3151 内線 230、<u>233</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>FAX：0254-22-3151 FAX 切替 内 537</td> </tr> <tr> <td>地域衛星通信ネットワーク</td> <td>8-451-30</td> </tr> </table> <p>イ 海上自衛隊</p> <table border="1"> <tr> <td>災害派遣要請先</td> <td>舞鶴地方総監</td> </tr> <tr> <td>災害派遣要請連絡窓口</td> <td>海上自衛隊新潟基地分遣隊当直室</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号</td> </tr> <tr> <td>N T T回線</td> <td>TEL：025-273-7771 内線 <u>432</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>FAX：025-273-7771 FAX 切替</td> </tr> <tr> <td>地域衛星通信ネットワーク</td> <td>8-502-20</td> </tr> </table>	災害派遣要請先	新発田駐屯地司令（第30普通科連隊長）	災害派遣要請連絡窓口	陸上自衛隊第30普通科連隊第3科	住所	〒957-8530 新発田市大手町6丁目4番16号	N T T回線	TEL：0254-22-3151 内線 230、 <u>233</u>		FAX：0254-22-3151 FAX 切替 内 537	地域衛星通信ネットワーク	8-451-30	災害派遣要請先	舞鶴地方総監	災害派遣要請連絡窓口	海上自衛隊新潟基地分遣隊当直室	住所	〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号	N T T回線	TEL：025-273-7771 内線 <u>432</u>		FAX：025-273-7771 FAX 切替	地域衛星通信ネットワーク	8-502-20	<p>3 自衛隊の災害派遣要請手続き及び県、自衛隊の派遣要請連絡窓口等</p> <p>(4) 自衛隊災害派遣要請窓口</p> <p>ア 陸上自衛隊</p> <table border="1"> <tr> <td>災害派遣要請先</td> <td>新発田駐屯地司令（第30普通科連隊長）</td> </tr> <tr> <td>災害派遣要請連絡窓口</td> <td>陸上自衛隊第30普通科連隊第3科</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>〒957-8530 新発田市大手町6丁目4番16号</td> </tr> <tr> <td>N T T回線</td> <td>TEL：0254-22-3151 内線 230、<u>236</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>FAX：0254-22-3151 FAX 切替 内 537</td> </tr> <tr> <td>地域衛星通信ネットワーク</td> <td>8-451-30</td> </tr> </table> <p>イ 海上自衛隊</p> <table border="1"> <tr> <td>災害派遣要請先</td> <td>舞鶴地方総監</td> </tr> <tr> <td>災害派遣要請連絡窓口</td> <td>海上自衛隊新潟基地分遣隊当直室</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号</td> </tr> <tr> <td>N T T回線</td> <td>TEL：025-273-7771 内線 <u>431</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>FAX：025-273-7771 FAX 切替</td> </tr> <tr> <td>地域衛星通信ネットワーク</td> <td>8-502-20</td> </tr> </table>	災害派遣要請先	新発田駐屯地司令（第30普通科連隊長）	災害派遣要請連絡窓口	陸上自衛隊第30普通科連隊第3科	住所	〒957-8530 新発田市大手町6丁目4番16号	N T T回線	TEL：0254-22-3151 内線 230、 <u>236</u>		FAX：0254-22-3151 FAX 切替 内 537	地域衛星通信ネットワーク	8-451-30	災害派遣要請先	舞鶴地方総監	災害派遣要請連絡窓口	海上自衛隊新潟基地分遣隊当直室	住所	〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号	N T T回線	TEL：025-273-7771 内線 <u>431</u>		FAX：025-273-7771 FAX 切替	地域衛星通信ネットワーク	8-502-20	県地域防災計画の反映
災害派遣要請先	新発田駐屯地司令（第30普通科連隊長）																																																			
災害派遣要請連絡窓口	陸上自衛隊第30普通科連隊第3科																																																			
住所	〒957-8530 新発田市大手町6丁目4番16号																																																			
N T T回線	TEL：0254-22-3151 内線 230、 <u>233</u>																																																			
	FAX：0254-22-3151 FAX 切替 内 537																																																			
地域衛星通信ネットワーク	8-451-30																																																			
災害派遣要請先	舞鶴地方総監																																																			
災害派遣要請連絡窓口	海上自衛隊新潟基地分遣隊当直室																																																			
住所	〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号																																																			
N T T回線	TEL：025-273-7771 内線 <u>432</u>																																																			
	FAX：025-273-7771 FAX 切替																																																			
地域衛星通信ネットワーク	8-502-20																																																			
災害派遣要請先	新発田駐屯地司令（第30普通科連隊長）																																																			
災害派遣要請連絡窓口	陸上自衛隊第30普通科連隊第3科																																																			
住所	〒957-8530 新発田市大手町6丁目4番16号																																																			
N T T回線	TEL：0254-22-3151 内線 230、 <u>236</u>																																																			
	FAX：0254-22-3151 FAX 切替 内 537																																																			
地域衛星通信ネットワーク	8-451-30																																																			
災害派遣要請先	舞鶴地方総監																																																			
災害派遣要請連絡窓口	海上自衛隊新潟基地分遣隊当直室																																																			
住所	〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号																																																			
N T T回線	TEL：025-273-7771 内線 <u>431</u>																																																			
	FAX：025-273-7771 FAX 切替																																																			
地域衛星通信ネットワーク	8-502-20																																																			
258	医療救護活動計画	<p>1 計画の方針</p> <p>(3) 活動の調整（主に県が行う）</p> <p>ア 県災害対策本部</p> <p>県災害対策本部（保健医療教育部医療活動支援班）は、医療関係団体（新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会、新潟県栄養士会、新潟県災害リハビリテーション連絡協議会等）、新潟DMA T、新潟D P A T、基幹災害拠点病院（新潟大学歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等と、被災地域における医療ニーズなどの情報を共有した上で、救護班の派遣調整等の医療救護活動の調整を行う。</p> <p><u>その際、災害医療アドバイザー、災害時小児周産期リエゾン、災害薬事コーディネーター及び災害時透析リエゾンは、県に対して適宜助言等を行う。</u></p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(3) 活動の調整（主に県が行う）</p> <p>ア 県災害対策本部</p> <p>県災害対策本部（保健医療教育部医療活動支援班）は、医療関係団体（新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会、新潟県栄養士会、新潟県災害リハビリテーション連絡協議会等）、新潟DMA T、新潟D P A T、基幹災害拠点病院（新潟大学歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等と、被災地域における医療ニーズなどの情報を共有した上で、救護班の派遣調整等の医療救護活動の調整を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p>	県地域防災計画の反映																																																
279	児童生徒等に対するところのケア対策計画	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ウ 県の責務</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 地震の規模に応じて、<u>被災地学び支援派遣等枠組み（D-E S T）を活用し、スクールカウンセラー等の派遣を要請するとともに、</u>県外へカウンセラー派遣を要請する。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ウ 県の責務</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 地震の規模に応じて、<u>(追加)</u> 県外へカウンセラー派遣を要請する。</p>	県地域防災計画の反映																																																
293	食料・生活必需品等供給計画	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>イ 市の責務</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>必要に応じて、地域内輸送拠点を開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点</u></p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>イ 市の責務</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	県地域防災計画の反映																																																

頁	内容	新	旧	修正理由																		
299		<p><u>での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整える。</u></p> <p>(エ) 自力で必要な物資等を確保 <u>(削除)</u> できない場合は、県や災害協定締結企業等の協力事業者に支援を要請する。</p> <p>(オ) (略)</p> <p>(カ) 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、<u>新物資システム(B-PLo)</u>を活用し、県と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。</p> <p>ウ 県の責務</p> <p>(ア) 必要に応じて、<u>広域物資輸送拠点を開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整える。</u></p> <p>(イ) 県は、物資等の調達、<u>(削除)</u> 県及び他市町村職員の応援派遣等により市を支援する。</p> <p>(ウ) 自力で必要な物資等を確保 <u>(削除)</u> できない場合は、指定地方行政機関・協定業者等に支援を要請する。</p> <p>(エ) 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、<u>新物資システム(B-PLo)</u>を活用し、市と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。</p> <p>8 業務の内容</p> <p>(1) 備蓄食料・物資等による対応(住民避難～12時間程度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>1 避難所等に職員を派遣し、避難者数とニーズを把握する。 <u>2 必要に応じて、地域内輸送拠点を開設する。</u> 3 避難所で不足する物資等を災害救援協定企業や他の保管場所からの配送又は県若しくは日本赤十字社からの緊急提供で補う。</td> <td>県、日本赤十字社新潟県支部、市町村社協ボランティアセンター、自治会等</td> </tr> <tr> <td>県、日本赤十字社新潟県支部、災害救援協定企業</td> <td>1 必要に応じて、<u>広域</u>物資輸送拠点を開設する。 2 (略) 3 (略)</td> <td>(公社)新潟県トラック協会、自衛隊、新潟県倉庫協会</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	市	1 避難所等に職員を派遣し、避難者数とニーズを把握する。 <u>2 必要に応じて、地域内輸送拠点を開設する。</u> 3 避難所で不足する物資等を災害救援協定企業や他の保管場所からの配送又は県若しくは日本赤十字社からの緊急提供で補う。	県、日本赤十字社新潟県支部、市町村社協ボランティアセンター、自治会等	県、日本赤十字社新潟県支部、災害救援協定企業	1 必要に応じて、 <u>広域</u> 物資輸送拠点を開設する。 2 (略) 3 (略)	(公社)新潟県トラック協会、自衛隊、新潟県倉庫協会	<p>(ウ) 自力で必要な物資等を確保・<u>輸送</u>できない場合は、県や災害協定締結企業等の協力事業者に支援を要請する。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、県と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。</p> <p>ウ 県の責務</p> <p>(ア) 必要に応じて、<u>(追加)</u> 物資輸送拠点を開設する <u>(追加)</u>。</p> <p>(イ) 県は、物資等の調達、<u>輸送の代行</u>、県及び他市町村職員の応援派遣等により市を支援する。</p> <p>(ウ) 自力で必要な物資等を確保・<u>輸送</u>できない場合は、指定地方行政機関・協定業者等に支援を要請する。</p> <p>(エ) 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、市と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。</p> <p>8 業務の内容</p> <p>(1) 備蓄食料・物資等による対応(住民避難～12時間程度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>1 避難所等に職員を派遣し、避難者数とニーズを把握する。 <u>(追加)</u> 2 避難所で不足する物資等を災害救援協定企業や他の保管場所からの配送又は県若しくは日本赤十字社からの緊急提供で補う。</td> <td>県、日本赤十字社新潟県支部、市町村社協ボランティアセンター、自治会等</td> </tr> <tr> <td>県、日本赤十字社新潟県支部、災害救援協定企業</td> <td>1 必要に応じて、<u>(追加)</u> 物資輸送拠点を開設する。 2 (略) 3 (略)</td> <td>(公社)新潟県トラック協会、自衛隊、新潟県倉庫協会</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	市	1 避難所等に職員を派遣し、避難者数とニーズを把握する。 <u>(追加)</u> 2 避難所で不足する物資等を災害救援協定企業や他の保管場所からの配送又は県若しくは日本赤十字社からの緊急提供で補う。	県、日本赤十字社新潟県支部、市町村社協ボランティアセンター、自治会等	県、日本赤十字社新潟県支部、災害救援協定企業	1 必要に応じて、 <u>(追加)</u> 物資輸送拠点を開設する。 2 (略) 3 (略)	(公社)新潟県トラック協会、自衛隊、新潟県倉庫協会	
実施主体	対 策	協力依頼先																				
市	1 避難所等に職員を派遣し、避難者数とニーズを把握する。 <u>2 必要に応じて、地域内輸送拠点を開設する。</u> 3 避難所で不足する物資等を災害救援協定企業や他の保管場所からの配送又は県若しくは日本赤十字社からの緊急提供で補う。	県、日本赤十字社新潟県支部、市町村社協ボランティアセンター、自治会等																				
県、日本赤十字社新潟県支部、災害救援協定企業	1 必要に応じて、 <u>広域</u> 物資輸送拠点を開設する。 2 (略) 3 (略)	(公社)新潟県トラック協会、自衛隊、新潟県倉庫協会																				
実施主体	対 策	協力依頼先																				
市	1 避難所等に職員を派遣し、避難者数とニーズを把握する。 <u>(追加)</u> 2 避難所で不足する物資等を災害救援協定企業や他の保管場所からの配送又は県若しくは日本赤十字社からの緊急提供で補う。	県、日本赤十字社新潟県支部、市町村社協ボランティアセンター、自治会等																				
県、日本赤十字社新潟県支部、災害救援協定企業	1 必要に応じて、 <u>(追加)</u> 物資輸送拠点を開設する。 2 (略) 3 (略)	(公社)新潟県トラック協会、自衛隊、新潟県倉庫協会																				
303	要配慮者の応急対策	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ア 市の責務</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p><u>(ウ) 避難行動要支援者の避難支援や安否確認を迅速に行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。その際、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を避難支援等関係者に提供する。</u></p> <p>(エ)・(オ) (略)</p> <p>イ 県の責務</p> <p>(ア) 市からの情報収集<u>やその地域内における福祉的支援を行うための総合調整</u>に努め、必要に応じて関係職員、DWA T等を<u>避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣する</u>とともに、国や防災関係機関と協働して、市、介護保険事業者及び社会福祉施設等の活動を支援する。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の責務</p> <p>ア 市の責務</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者についての避難支援や安否確認を迅速に実施する。</u></p> <p>(エ)・(オ) (略)</p> <p>イ 県の責務</p> <p>(ア) 市からの情報収集<u>(追加)</u>に努め、必要に応じて関係職員、DWA T等の派遣を行うとともに、国や防災関係機関と協働して、市、介護保険事業者及び社会福祉施設等の活動を支援する。</p> <p>(略)</p>	県地域防災計画の反映																		

頁	内容	新	旧	修正理由
304		(略) ウ～カ (略) キ 避難行動要支援者及び同居家族等の責務 避難行動要支援者及び同居家族等は、地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全を確保する。	ウ～カ (略) キ 避難行動要支援者及び保護責任者の責務 避難行動要支援者及び保護責任者は、地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全を確保する。	
311	宅地等の 応急危険 度判定計 画	1 計画の方針 (1) 基本方針 市は、地震や降雨等により、宅地災害が広範囲に発生した場合に、被害の状況を迅速かつ的確に把握して、二次災害を防ぐため、大規模地震発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。 <u>市において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震、降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を防止し、又は軽減し、もって住民の安全の確保を図る。</u> (2) 各主体の責務 ア <u>宅地判定士（削除）</u> の責務	1 計画の方針 (1) 基本方針 市は、地震や降雨等により、宅地災害が広範囲に発生した場合に、被害の状況を迅速かつ的確に把握して、二次災害を防ぐため、大規模地震発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。 <u>(追加)</u> (2) 各主体の責務 ア <u>被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）</u> の責務	県地域防 災計画の 反映
322	障害物の 処理計画	1 計画の方針 (2) 各主体の責務 ウ 道路管理者等の責務 (ア)・(イ) (略) (ウ) 緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、新発田警察署の協力を得て排除する。 (エ) 緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる倒壊家屋、災害を受けた工作物又は物件については、市と県は協力し排除する。	1 計画の方針 (2) 各主体の責務 ウ 道路管理者等の責務 (ア)・(イ) (略) (ウ) 緊急 <u>(追加)</u> 車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、新発田警察署の協力を得て排除する。 (エ) 緊急 <u>(追加)</u> 車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる倒壊家屋、災害を受けた工作物又は物件については、市と県は協力し排除する。	県地域防 災計画の 反映
346	給水・上 水道施設 応急対策	1 計画の方針 (2) 各主体の責務 イ 水道事業者（水道局）の責務 水道施設による給水機能を速やかに回復させ、 <u>上下水道一体となって機能を維持するために</u> 必要な措置を講じる。また、状況により水道工事業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。	1 計画の方針 (2) 各主体の責務 イ 水道事業者（水道局）の責務 水道施設による給水機能が、 <u>速やかに回復するよう</u> 必要な措置を講じる。また、状況により水道工事業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。	県地域防 災計画の 反映
351	下水道等 施設応急 対策	1 計画の方針 (2) 各主体の責務 イ 市の責務 (ア) 被災時には、直ちに被災調査及び復旧工事に着手する。 また、自ら管理する下水道等施設の被害状況を把握するとともに、県に報告し、 <u>上下水道一体となって施設の機能を維持するために</u> 必要な応急処置を講じる。流域関連公共下水道においては流域下水道管理者である県と密接な連絡をとり、必要な応急措置を講じる。	1 計画の方針 (2) 各主体の責務 イ 市の責務 (ア) 被災時には、直ちに被災調査及び復旧工事に着手する。 また、自ら管理する下水道等施設の被害状況を把握するとともに、県に報告し、 <u>(追加)</u> 必要な応急処置を講じる。流域関連公共下水道においては流域下水道管理者である県と密接な連絡をとり、必要な応急措置を講じる。	県の組織 改正によ る修正
363	道路・橋 梁・トン ネル等の 応急対策	4 業務の内容 (4) 道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知 ア 道路啓開 (ア)～(ウ) (略) (エ) 道路啓開は災害発生後の救援、救護活動のため一刻も早く緊急通行車両が道路を通れるようにすることが目的であるため、必要最低限の道路幅を確保する。 (オ) <u>道路啓開</u> について、道路管理者等と新発田警察署、消防本部、自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。	4 業務の内容 (4) 道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知 ア 道路啓開 (ア)～(ウ) (略) (エ) 道路啓開は災害時の救援、救護活動のため一刻も早く緊急通行車両が道路を通れるようにすることが目的であるため、必要最低限の道路幅を確保する。 (オ) <u>道路上の障害物の除去</u> について、道路管理者等と新発田警察署、消防本部、自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。	県地域防 災計画の 反映

頁	内容	新	旧	修正理由												
366	漁港施設の 応急対策	<p>3 業務の体系</p>	<p>3 業務の体系</p>	県地域防 災計画の 反映												
398	応急住宅 対策	<p>4 業務の内容</p> <p>(2) 応急仮設住宅の供与</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 応</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>           1 (略)            2 入居者の選定及び管理            入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。            (1) (略)            (2) (略)            (3) 管理            県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性や子ども・若者をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。            (4) (略)         </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 応	協力依頼先	市	1 (略) 2 入居者の選定及び管理 入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。 (1) (略) (2) (略) (3) 管理 県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性や子ども・若者をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。 (4) (略)		<p>4 業務の内容</p> <p>(2) 応急仮設住宅の供与</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 応</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>           1 (略)            2 入居者の選定及び管理            入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。            (1) (略)            (2) (略)            (3) 管理            県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性(追加)をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。            (4) (略)         </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 応	協力依頼先	市	1 (略) 2 入居者の選定及び管理 入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。 (1) (略) (2) (略) (3) 管理 県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性(追加)をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。 (4) (略)		県地域防 災計画の 反映
実施主体	対 応	協力依頼先														
市	1 (略) 2 入居者の選定及び管理 入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。 (1) (略) (2) (略) (3) 管理 県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性や子ども・若者をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。 (4) (略)															
実施主体	対 応	協力依頼先														
市	1 (略) 2 入居者の選定及び管理 入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。 (1) (略) (2) (略) (3) 管理 県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性(追加)をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。 (4) (略)															

頁	内容	新	旧	修正理由																		
417	民生安定化対策	<p>4 罹災証明書の発行</p> <p>市は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく罹災証明書を発行する。また、平時から住家の被害認定調査の担当者育成、他の地方公共団体や<u>不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の</u>民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築、業務を支援するシステムの活用等を計画的に進める。</p> <p>県は、市の行う被害認定調査及び罹災証明書の発行に係る技術的・人的支援を行うとともに、必要に応じて市町村間の支援を調整する。また、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、平時から必要な研修の実施に努めるとともに、研修参加者の名簿への登録、他の都道府県や<u>不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の</u>民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。</p>	<p>4 罹災証明書の発行</p> <p>市は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく罹災証明書を発行する。また、平時から住家の被害認定調査の担当者育成、他の地方公共団体や<u>(追加)</u>民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築、業務を支援するシステムの活用等を計画的に進める。</p> <p>県は、市の行う被害認定調査及び罹災証明書の発行に係る技術的・人的支援を行うとともに、必要に応じて市町村間の支援を調整する。また、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、平時から必要な研修の実施に努めるとともに、研修参加者の名簿への登録、他の都道府県や<u>(追加)</u>民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。</p>	県地域防災計画の反映																		
424	融資・貸付その他資金等による支援計画	<p>3 資金名等</p> <p>(1) 災害弔慰金 災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。(令和7年 <u>12</u>月1日現在) (略)</p> <p>(2) 災害障害見舞金 災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。 (令和7年 <u>12</u>月1日現在) (略)</p> <p>(3) 被災者生活再建支援金 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活を支援する。(令和7年 <u>12</u>月1日現在) (略)</p> <p>(4) 災害援護資金の貸付 災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。(令和7年 <u>12</u>月1日現在) (略)</p> <p>(5) 生活福祉資金貸付 災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子父子寡婦福祉資金を貸し付ける。</p> <p>ア 生活福祉資金（福祉費（災害臨時経費））(令和7年 <u>12</u>月1日現在) (略)</p> <p>(6) 母子父子寡婦福祉資金貸付 (令和7年 <u>12</u>月1日現在) (略)</p> <p>(7) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付） 市及び県は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度広報を行うとともに、被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。 なお、融資内容は次のとおりである。(令和7年 <u>12</u>月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付対象</th> <th>貸付限度額</th> <th>貸付条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 建設 罹災住宅の被害 「半壊」以上</td> <td>建設資金（整地資金含む） 土地取得の場合 <u>5,500</u>万円 土地取得しない場合 <u>4,500</u>万円</td> <td>償還期間 35年以内 据置期間 3年間（その分償還期間延長） 利率 <u>1.2</u>%（団体信用生命保険に加入しない場合）</td> </tr> </tbody> </table>	貸付対象	貸付限度額	貸付条件	住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等			1 建設 罹災住宅の被害 「半壊」以上	建設資金（整地資金含む） 土地取得の場合 <u>5,500</u> 万円 土地取得しない場合 <u>4,500</u> 万円	償還期間 35年以内 据置期間 3年間（その分償還期間延長） 利率 <u>1.2</u> %（団体信用生命保険に加入しない場合）	<p>3 資金名等</p> <p>(1) 災害弔慰金 災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。(令和7年 <u>4</u>月1日現在) (略)</p> <p>(2) 災害障害見舞金 災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。 (令和7年 <u>4</u>月1日現在) (略)</p> <p>(3) 被災者生活再建支援金 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活を支援する。(令和7年 <u>4</u>月1日現在) (略)</p> <p>(4) 災害援護資金の貸付 災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。(令和7年 <u>4</u>月1日現在) (略)</p> <p>(5) 生活福祉資金貸付 災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子父子寡婦福祉資金を貸し付ける。</p> <p>ア 生活福祉資金（福祉費（災害臨時経費））(令和7年 <u>4</u>月1日現在) (略)</p> <p>(6) 母子父子寡婦福祉資金貸付 (令和7年 <u>4</u>月1日現在) (略)</p> <p>(7) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付） 市及び県は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度広報を行うとともに、被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。 なお、融資内容は次のとおりである。(令和7年 <u>4</u>月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付対象</th> <th>貸付限度額</th> <th>貸付条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 建設 罹災住宅の被害 「半壊」以上</td> <td>建設資金（整地資金含む） 土地取得の場合 <u>3,700</u>万円 土地取得しない場合 <u>2,700</u>万円</td> <td>償還期間 35年以内 据置期間 3年間（その分償還期間延長） 利率 <u>1.13</u>%（団体信用生命保険に加入しない場合）</td> </tr> </tbody> </table>	貸付対象	貸付限度額	貸付条件	住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等			1 建設 罹災住宅の被害 「半壊」以上	建設資金（整地資金含む） 土地取得の場合 <u>3,700</u> 万円 土地取得しない場合 <u>2,700</u> 万円	償還期間 35年以内 据置期間 3年間（その分償還期間延長） 利率 <u>1.13</u> %（団体信用生命保険に加入しない場合）	時点修正
貸付対象	貸付限度額	貸付条件																				
住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等																						
1 建設 罹災住宅の被害 「半壊」以上	建設資金（整地資金含む） 土地取得の場合 <u>5,500</u> 万円 土地取得しない場合 <u>4,500</u> 万円	償還期間 35年以内 据置期間 3年間（その分償還期間延長） 利率 <u>1.2</u> %（団体信用生命保険に加入しない場合）																				
貸付対象	貸付限度額	貸付条件																				
住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等																						
1 建設 罹災住宅の被害 「半壊」以上	建設資金（整地資金含む） 土地取得の場合 <u>3,700</u> 万円 土地取得しない場合 <u>2,700</u> 万円	償還期間 35年以内 据置期間 3年間（その分償還期間延長） 利率 <u>1.13</u> %（団体信用生命保険に加入しない場合）																				
425																						
426																						
427																						
428																						
429																						

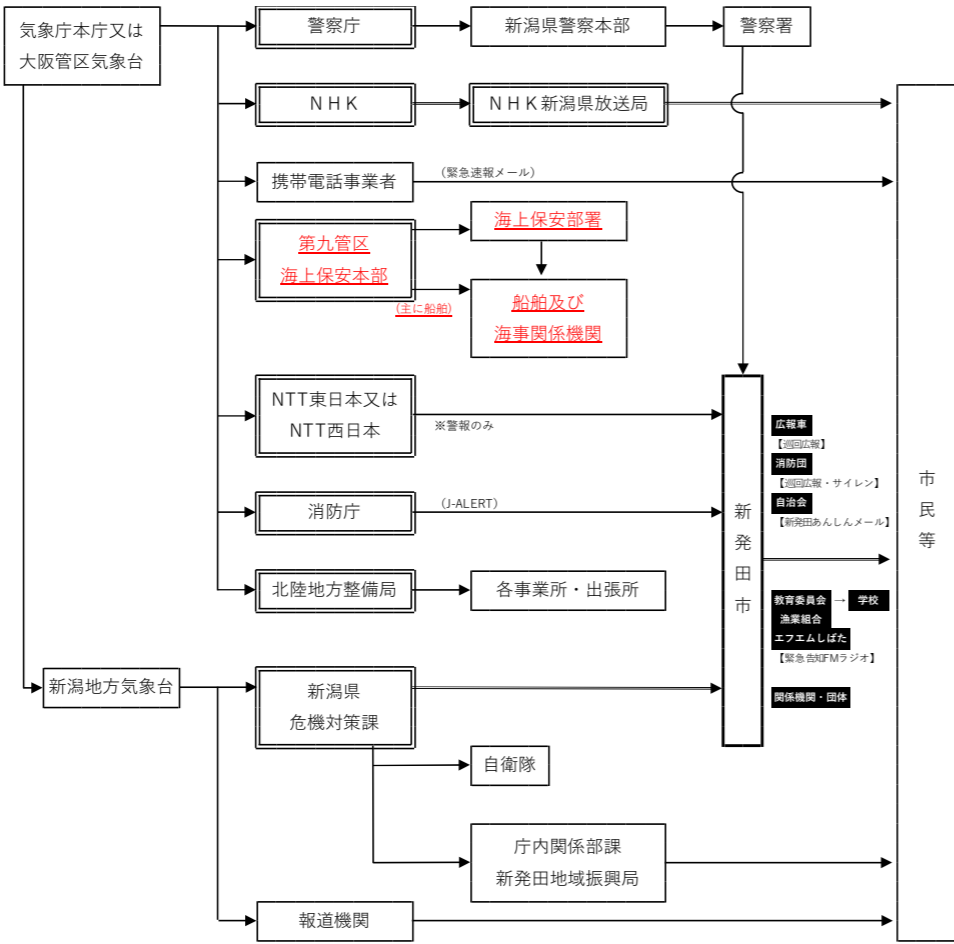
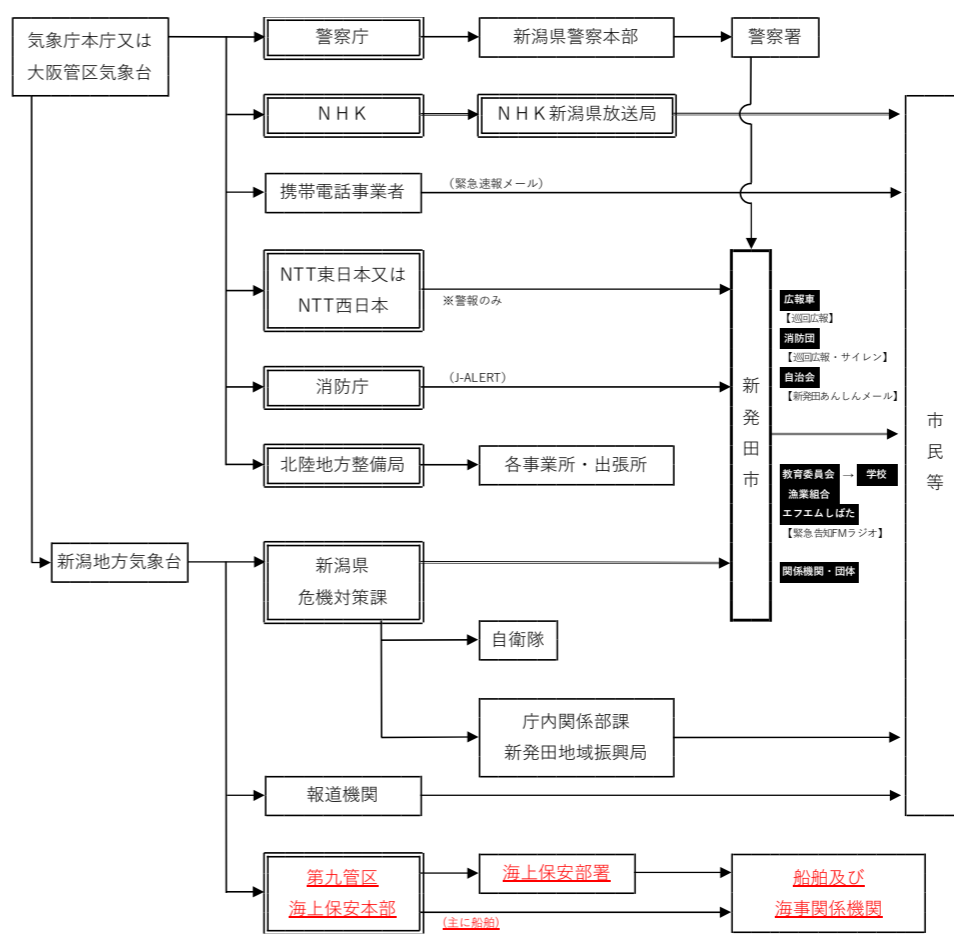
頁	内容	新	旧	修正理由																																																																																																	
430		<p>2 住宅購入 罹災住宅の被害 「半壊」以上</p> <p>3 補修 罹災住宅の被害 「り災証明書」交付</p>	<p>購入資金（土地取得資金含む） <u>5,500</u>万円</p> <p>償還期間 35年以内 木造（一般）25年以内 据置期間 3年間（その分償還期間延長） 利率 <u>1.2</u>%（団体用生命保険に加入しない場合）</p> <p>償還期間 <u>35</u>年以内 据置期間 1年間 利率 <u>1.2</u>%（団体信用生命保険に加入しない場合）</p>	<p>購入資金（土地取得資金含む） <u>3,700</u>万円</p> <p>償還期間 35年以内 木造（一般）25年以内 据置期間 3年間（その分償還期間延長） 利率 <u>1.13</u>%（団体用生命保険に加入しない場合）</p> <p>補修資金 <u>1,200</u>万円</p> <p>償還期間 <u>20</u>年以内 据置期間 1年間 利率 <u>1.13</u>%（団体信用生命保険に加入しない場合）</p>																																																																																																	
		<p>(8) (略)</p> <p>(9) 天災融資制度 農林漁業被害が甚大で、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）が発動された場合は、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。（令和7年12月1日現在）</p> <p>(10) 日本政策金融公庫資金（農林水産事業部） 被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資及び既往貸付期限の延期措置を行うものとする。（令和7年11月19日現在）</p>	<p>(8) (略)</p> <p>(9) 天災融資制度 農林漁業被害が甚大で、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）が発動された場合は、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。（令和7年4月1日現在）</p> <p>(10) 日本政策金融公庫資金（農林水産事業部） 被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資及び既往貸付期限の延期措置を行うものとする。（令和7年4月1日現在）</p>																																																																																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資金の種類</th> <th>融資対象となる事業</th> <th>貸付の相手方</th> <th>利率(年利)</th> <th>償還期間</th> <th>償還期間のうち措置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">農業関係資金</td> <td rowspan="2">農業経営基盤強化資金</td> <td>農地又は牧野の復旧</td> <td rowspan="2">農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人</td> <td><u>1.25</u>~ <u>2.10</u>%</td> <td rowspan="2">25年以内</td> <td rowspan="2">10年以内</td> </tr> <tr> <td>災害のため必要とする長期運転資金</td> </tr> <tr> <td>農業基盤整備資金</td> <td>農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧</td> <td>農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等</td> <td><u>1.25</u>~ <u>2.10</u>%</td> <td>25年以内</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">農林漁業施設資金</td> <td rowspan="3">〈共同利用施設〉 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧</td> <td rowspan="3">土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者</td> <td><u>1.25</u>~ <u>2.10</u>%</td> <td>20年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>〈主務大臣指定施設〉 (1) 農業施設の復旧</td> <td>(1)農業を営む者</td> <td><u>1.25</u>~ <u>2.10</u>%</td> <td>(1)15年以内</td> <td>(1)3年以内</td> </tr> <tr> <td>(2) 被災果樹の改植又は補植</td> <td>(2)農協・同連合会 (1)への転貸に限定)</td> <td><u>1.25</u>~ <u>2.10</u>%</td> <td>(2)25年以内</td> <td>(2)10年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">林業関係資金</td> <td rowspan="2">林業基盤整備資金</td> <td>樹苗養成施設の復旧</td> <td>樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合</td> <td><u>1.25</u>~ <u>2.10</u>%</td> <td>15年以内</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>林道の復旧</td> <td>林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人</td> <td><u>1.25</u>~ <u>2.10</u>%</td> <td>20年以内 (林業経営改善計画に基づくもの25年以内)</td> <td>3年以内 (林業経営改善計画に基づくもの7年以内)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間	農業関係資金	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	<u>1.25</u> ~ <u>2.10</u> %	25年以内	10年以内	災害のため必要とする長期運転資金	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	<u>1.25</u> ~ <u>2.10</u> %	25年以内	10年以内	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	<u>1.25</u> ~ <u>2.10</u> %	20年以内	3年以内	〈主務大臣指定施設〉 (1) 農業施設の復旧	(1)農業を営む者	<u>1.25</u> ~ <u>2.10</u> %	(1)15年以内	(1)3年以内	(2) 被災果樹の改植又は補植	(2)農協・同連合会 (1)への転貸に限定)	<u>1.25</u> ~ <u>2.10</u> %	(2)25年以内	(2)10年以内	林業関係資金	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	<u>1.25</u> ~ <u>2.10</u> %	15年以内	5年以内	林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	<u>1.25</u> ~ <u>2.10</u> %	20年以内 (林業経営改善計画に基づくもの25年以内)	3年以内 (林業経営改善計画に基づくもの7年以内)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資金の種類</th> <th>融資対象となる事業</th> <th>貸付の相手方</th> <th>利率(年利)</th> <th>償還期間</th> <th>償還期間のうち措置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">農業関係資金</td> <td rowspan="2">農業経営基盤強化資金</td> <td>農地又は牧野の復旧</td> <td rowspan="2">農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人</td> <td><u>1.15</u>~ <u>1.70</u>%</td> <td rowspan="2">25年以内</td> <td rowspan="2">10年以内</td> </tr> <tr> <td>災害のため必要とする長期運転資金</td> </tr> <tr> <td>農業基盤整備資金</td> <td>農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧</td> <td>農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等</td> <td><u>1.15</u>~ <u>1.70</u>%</td> <td>25年以内</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">農林漁業施設資金</td> <td rowspan="3">〈共同利用施設〉 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧</td> <td rowspan="3">土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者</td> <td><u>1.15</u>~ <u>1.70</u>%</td> <td>20年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>〈主務大臣指定施設〉 (1) 農業施設の復旧</td> <td>(1)農業を営む者</td> <td><u>1.15</u>~ <u>1.70</u>%</td> <td>(1)15年以内</td> <td>(1)3年以内</td> </tr> <tr> <td>(2) 被災果樹の改植又は補植</td> <td>(2)農協・同連合会 (1)への転貸に限定)</td> <td><u>1.15</u>~ <u>1.70</u>%</td> <td>(2)25年以内</td> <td>(2)10年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">林業関係資金</td> <td rowspan="2">林業基盤整備資金</td> <td>樹苗養成施設の復旧</td> <td>樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合</td> <td><u>1.15</u>~ <u>1.70</u>%</td> <td>15年以内</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>林道の復旧</td> <td>林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人</td> <td>1.15~ 1.70%</td> <td>20年以内 (林業経営改善計画に基づくもの25年以内)</td> <td>3年以内 (林業経営改善計画に基づくもの7年以内)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間	農業関係資金	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	<u>1.15</u> ~ <u>1.70</u> %	25年以内	10年以内	災害のため必要とする長期運転資金	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	<u>1.15</u> ~ <u>1.70</u> %	25年以内	10年以内	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	<u>1.15</u> ~ <u>1.70</u> %	20年以内	3年以内	〈主務大臣指定施設〉 (1) 農業施設の復旧	(1)農業を営む者	<u>1.15</u> ~ <u>1.70</u> %	(1)15年以内	(1)3年以内	(2) 被災果樹の改植又は補植	(2)農協・同連合会 (1)への転貸に限定)	<u>1.15</u> ~ <u>1.70</u> %	(2)25年以内	(2)10年以内	林業関係資金	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	<u>1.15</u> ~ <u>1.70</u> %	15年以内	5年以内	林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	1.15~ 1.70%	20年以内 (林業経営改善計画に基づくもの25年以内)	3年以内 (林業経営改善計画に基づくもの7年以内)
区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間																																																																																															
農業関係資金	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	<u>1.25</u> ~ <u>2.10</u> %	25年以内	10年以内																																																																																															
		災害のため必要とする長期運転資金																																																																																																			
	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	<u>1.25</u> ~ <u>2.10</u> %	25年以内	10年以内																																																																																															
農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	<u>1.25</u> ~ <u>2.10</u> %	20年以内	3年以内																																																																																																
			〈主務大臣指定施設〉 (1) 農業施設の復旧	(1)農業を営む者	<u>1.25</u> ~ <u>2.10</u> %	(1)15年以内	(1)3年以内																																																																																														
			(2) 被災果樹の改植又は補植	(2)農協・同連合会 (1)への転貸に限定)	<u>1.25</u> ~ <u>2.10</u> %	(2)25年以内	(2)10年以内																																																																																														
林業関係資金	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	<u>1.25</u> ~ <u>2.10</u> %	15年以内	5年以内																																																																																															
		林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	<u>1.25</u> ~ <u>2.10</u> %	20年以内 (林業経営改善計画に基づくもの25年以内)	3年以内 (林業経営改善計画に基づくもの7年以内)																																																																																															
区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間																																																																																															
農業関係資金	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	<u>1.15</u> ~ <u>1.70</u> %	25年以内	10年以内																																																																																															
		災害のため必要とする長期運転資金																																																																																																			
	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	<u>1.15</u> ~ <u>1.70</u> %	25年以内	10年以内																																																																																															
農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	<u>1.15</u> ~ <u>1.70</u> %	20年以内	3年以内																																																																																																
			〈主務大臣指定施設〉 (1) 農業施設の復旧	(1)農業を営む者	<u>1.15</u> ~ <u>1.70</u> %	(1)15年以内	(1)3年以内																																																																																														
			(2) 被災果樹の改植又は補植	(2)農協・同連合会 (1)への転貸に限定)	<u>1.15</u> ~ <u>1.70</u> %	(2)25年以内	(2)10年以内																																																																																														
林業関係資金	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	<u>1.15</u> ~ <u>1.70</u> %	15年以内	5年以内																																																																																															
		林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	1.15~ 1.70%	20年以内 (林業経営改善計画に基づくもの25年以内)	3年以内 (林業経営改善計画に基づくもの7年以内)																																																																																															



頁	内容	新	旧	修正理由
453		<p>ア～オ (略)</p> <p>カ 要配慮者及び同居家族等の防災学習の推進</p> <p>キ・ク (略)</p> <p><u>ケ ボランティアによる防災活動に対する市民等の理解促進、防災活動への市民参加の促進</u></p> <p>(4) 県の役割</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 要配慮者及び同居家族等の防災学習の推進</p>	<p>ア～オ (略)</p> <p>カ 要配慮者及び保護責任者等の防災学習の推進</p> <p>キ・ク (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(4) 県の役割</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 要配慮者及び保護責任者等の防災学習の推進</p>	
455		<p>エ・オ (略)</p> <p>カ 市に対する防災に関する基礎情報の提供</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p><u>(カ) 広報活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に対する市民等の関心と理解を深めるとともに、防災活動への市民の参加を促進する。</u></p> <p>3 自主防災組織育成計画</p> <p>(2) 自主防災組織の概要</p> <p>オ 市の取組</p> <p>(ア) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援</p> <p>市は、市民に対し、津波による人的被害を軽減する方策は市民等の避難行動が基本となることから、強い揺れを感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、自らの判断で、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始することを周知し、徹底するほか、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、<u>消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じた地域コミュニティの防災体制の充実に努める。また、(一社)自治総合センターの助成事業、国県及び市単独助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。</u></p>	<p>エ・オ (略)</p> <p>カ 市に対する防災に関する基礎情報の提供</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>3 自主防災組織育成計画</p> <p>(2) 自主防災組織の概要</p> <p>オ 市の取組</p> <p>(ア) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援</p> <p>市は、市民に対し、津波による人的被害を軽減する方策は市民等の避難行動が基本となることから、強い揺れを感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、自らの判断で、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始することを周知し、徹底するほか、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、<u>(追加) (一社)自治総合センターの助成事業、国県及び市単独助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。</u></p>	県地域防災計画の反映
456		<p>4 都市防災計画</p> <p>(1) 計画の方針</p> <p><u>ア 基本方針</u></p> <p><u>災害に強いまちづくりを推進するには、市、県、国等の各種機関が協力して総合的なまちづくりの施策を展開することが必要である。</u></p> <p><u>津波による災害の発生のおそれのある土地の区域について、都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては、津波、高潮等に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断することとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、津波に強い土地利用の推進に努めるものとする。</u></p> <p><u>(ア) 津波に強いまちの形成</u></p> <p><u>(イ) 避難関連施設の整備</u></p> <p><u>(ウ) 建築物の安全化</u></p> <p><u>(エ) ライフライン施設等の機能確保</u></p> <p><u>(オ) 危険物施設等の安全確保</u></p> <p><u>(カ) 復興事前準備の取組の推進</u></p> <p><u>イ 要配慮者に対する配慮</u></p> <p><u>あらゆる人にやさしく、誰もが安全に、安心して暮らせるまちづくりを推進し、要配慮者が安全で円滑に移動できるよう避難場所や避難路等の都市施設のユニバーサルデザイン化を図る。</u></p> <p><u>ウ 積雪地域での対応</u></p>	<p>4 都市防災計画</p> <p>(1) 計画の方針</p> <p><u>「震災対策編第2章第4節」の『計画の方針』を準用する。</u></p>	

頁	内容	新	旧	修正理由
458		<p><u>公共施設の計画及び整備に当たっては、地形や土地利用状況等を踏まえ必要に応じて、積雪に配慮した構造及び設備等を設ける。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 市及び県の役割</p> <p>ア～オ</p> <p><u>カ 復興事前準備の取組の推進</u></p> <p><u>市は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握するなど、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備の取組に努めるものとし、県は市が行う取組を支援する。</u></p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 市及び県の役割</p> <p>ア～オ</p> <p><u>(追加)</u></p>	
461		<p>9 河川・海岸施設の地震・津波対策</p> <p>(3) 防災関係機関の役割</p> <p>ア 北陸地方整備局</p> <p>(ア) 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE <u>(予備隊員含む)・TEC-FORCEアドバイザー</u>）を派遣し、<u>TEC-FORCEパートナーとの連携により</u>、県・市等が行う、被災状況、県・市等のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策、施設・設備の応急復旧活動等に対する支援を行う。</p>	<p>9 河川・海岸施設の地震・津波対策</p> <p>(3) 防災関係機関の役割</p> <p>ア 北陸地方整備局</p> <p>(ア) 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE <u>(追加)</u>）等を派遣し、<u>(追加)</u> 県・市等が行う、被災状況、県・市等のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策、施設・設備の応急復旧活動等に対する支援を行う。</p>	
464		<p>24 避難体制の整備</p> <p>(2) 市民の役割</p> <p>ア 市民等に求められる役割</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 地域に求められる役割</p> <p>a～f (略)</p> <p><u>j 地区単位の津波避難計画の作成に努めること。</u></p>	<p>24 避難体制の整備</p> <p>(2) 市民の役割</p> <p>ア 市民等に求められる役割</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 地域に求められる役割</p> <p>a～f (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	
466		<p>(3) 市の役割</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 避難場所の指定等</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(イ) (略)</u></p> <p><u>(ウ) (略)</u></p> <p><u>(エ) (略)</u></p> <p><u>(オ) (略)</u></p> <p><u>(カ) (略)</u></p> <p><u>(キ) (略)</u></p> <p><u>(ク) 即応体制の整備</u></p> <p>a～h (略)</p>	<p>(3) 市の役割</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 避難場所の指定等</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(イ) 市は、指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保又は流通備蓄により確保し、食料、水、備蓄薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、間仕切り、簡易ベッド、毛布、ブルーシート、土のう袋等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</u></p> <p><u>(ウ) (略)</u></p> <p><u>(エ) (略)</u></p> <p><u>(オ) (略)</u></p> <p><u>(カ) (略)</u></p> <p><u>(キ) (略)</u></p> <p><u>(ク) (略)</u></p> <p><u>(ケ) 即応体制の整備</u></p> <p>a～h (略)</p>	
467		<p>i <u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支</u></p>	<p>i <u>(追加) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</u></p>	

頁	内容	新	旧	修正理由
469		<p>援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</p> <p>j (略)</p> <p><u>k 地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める。</u></p> <p><u>l 避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。</u></p> <p><u>(け)</u> (略)</p> <p><u>(こ)</u> (略)</p> <p><u>(さ)</u> (略)</p> <p><u>(し)</u> (略)</p> <p><u>(ス)</u> (略)</p> <p><u>(せ)</u> (略)</p> <p>カ・キ (略)</p> <p>(4) 県の役割</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p><u>(カ) 避難生活を支える人材の育成・確保</u></p> <p><u>避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。</u></p>	<p>j (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(こ)</u> (略)</p> <p><u>(サ)</u> (略)</p> <p><u>(シ)</u> (略)</p> <p><u>(ス)</u> (略)</p> <p><u>(せ)</u> (略)</p> <p><u>(ソ)</u> (略)</p> <p>カ・キ (略)</p> <p>(4) 県の役割</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	

頁	内容	新	旧	修正理由
484	津波災害対策 津波避難計画	<p>6 業務の内容</p> <p>(1) 津波警報等の伝達</p>  <p>(2)~(5) (略)</p> <p>(6) 広域避難対策</p> <p>ア 市</p> <p>市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、市の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該受入れに係る協議を求め</p> <p><u>この際、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、他市町村から被災住民を受け入れた場合は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u></p>	<p>6 業務の内容</p> <p>(1) 津波警報等の伝達</p>  <p>(2)~(5) (略)</p> <p>(6) 広域避難対策</p> <p>ア 市</p> <p>市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、市の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該受入れに係る協議を求め</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>県地域防災計画の反映</p>